

田舎館村
第三期子ども・子育て支援事業計画

2025（令和7）年3月

青森県 田舎館村

は じ め に

急速に進む少子化の中で、安心してこどもを生み育てることのできる環境づくりが、村における重要課題と位置づけられます。

本村では、平成27年3月に「田舎館村子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～令和元年度）を、令和2年3月に「田舎館村第二期子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～6年度）を策定しました。



その中で、令和3年よりこどもたちがいつでも集まり、安心して過ごせる拠点として児童センターを新設するなど、安心して子育てしやすい、こどもたちが健やかに育っていただける環境づくりを総合的に進めてまいりました。

その一方で、この間も少子化は進行しているほか、共働き世帯の増加など社会環境が刻々と変化しており、児童虐待やヤングケアラーの問題、障がいや医療的ケアなどの特別な配慮や支援を必要とするこどもへの対応、こどもの貧困の解消など、子ども・子育てを取り巻く問題・課題が複雑化・複合化しております。

また、国においては、こども基本法の成立・公布（令和4年6月）をはじめ、こども家庭庁の発足（令和5年4月）、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」の公表（令和5年12月）など、子ども・子育てに関わる様々な法制度等が整備されております。

そしてこの度、本村は令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「田舎館村第三期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、児童福祉法の一部改正に伴う「こども家庭センター」の設置のほか、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴う「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の実施など、村として新たな事業に取り組むことが求められております。

本計画は、前計画の基本理念「こども一人ひとりの豊かな感性を磨き創造性を育む むら」を継承し、地域が一体となった子ども・子育て支援をさらに進めていきたいと考えております。そのためには、すべての子育て家庭をはじめ、こどもの成長を見守る地域の方やこどもに関わるすべての方のご理解・ご協力が重要と考えます。こどもの未来が明るく実りある社会となるよう、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、子ども・子育て会議の委員の皆様、アンケート調査への協力や計画案にご意見をいただきました村民の皆様ならびに関係各位に対し、心からお礼申し上げ、計画策定にあたってのご挨拶とさせていただきます。

令和7年3月

田舎館村長 品 川 新 一

目 次

第1章 計画策定にあたって	4
1 計画策定の背景と趣旨.....	4
2 計画の位置づけ.....	5
3 他計画との関係.....	5
4 計画期間.....	6
5 制度改正等のポイント.....	6
(1) 子ども・子育て支援法の改正概要.....	6
(2) 基本指針の改正に係る留意事項.....	6
(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する改正.....	7
6 計画の策定体制と村民意見の反映.....	8
7 県や近隣市町村との連携.....	8
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	12
1 本村の地域特性.....	12
2 本村における人口とこども人口の状況.....	13
(1) 人口とこども人口の推移.....	13
(2) 合計特殊出生率の推移.....	14
3 子育て世帯の状況.....	15
(1) 子育て世帯の推移.....	15
(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況.....	16
(3) 世帯の生活状況.....	18
4 保護者の就労・育児休業制度利用の状況.....	19
(1) 就業率の推移.....	19
(2) 母親の就労状況.....	20
(3) 育児休業制度利用の状況.....	24
5 子育て支援事業の利用状況.....	26
(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況.....	26
(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由.....	27
6 施策の進捗評価.....	29
7 本村における子育て支援に関わる課題.....	30

第3章 計画の基本的な考え方	34
1 計画の基本理念等	34
2 計画の基本目標	34
3 施策の体系図	36
第4章 子育てに関する施策の展開	40
基本目標Ⅰ ゆとりと愛情をもって子育てができる環境づくり	41
施策1 安心して妊娠・出産できるための支援	41
施策2 子育ての不安や負担の軽減	42
施策3 多様なニーズに合わせた保育サービスの充実	44
施策4 特別な援助を要する家庭への支援	45
基本目標Ⅱ 次代を担う若者を育てる人づくり	48
施策1 心の豊かさを育むための支援	48
施策2 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進	49
施策3 放課後における児童の健全な育成	51
基本目標Ⅲ 家族みんなが安心して暮らせるまちづくり	52
施策1 こどもの安心・安全を確保	52
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	56
1 教育・保育事業等の提供区域	56
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計	57
(1) 推計の手順	57
(2) こども人口の推計	58
(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計	59
3 教育・保育の量の見込み及び確保方策	60
(1) 施設型事業	60
(2) 地域型保育事業	63
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	64
(1) 相談支援事業	64
(2) 訪問系事業	66
(3) 通所系事業	69
(4) その他事業	73
5 総合的なこどもの放課後対策の推進	76
(1) 放課後児童対策パッケージの趣旨	76
6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について	79
(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方	79

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援	79
(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実	79
(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携	79
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	80
第6章 子どもの貧困の解消に向けた対策	84
1 子どもの貧困の解消に向けた対策について	84
2 市町村計画	84
3 本村における取り組み	84
4 具体的な施策	85
(1) 教育の支援	85
(2) 経済的支援	86
(3) 生活の支援	87
第7章 計画の推進・評価体制	90
1 計画の推進体制	90
2 計画の公表及び周知	90
3 計画の評価と進行管理	90
資 料 編	94
1 子ども・子育て会議	94
(1) 田舎館村子ども・子育て会議条例	94
(2) 田舎館村子ども・子育て会議委員名簿	95

◆年号記載方法について

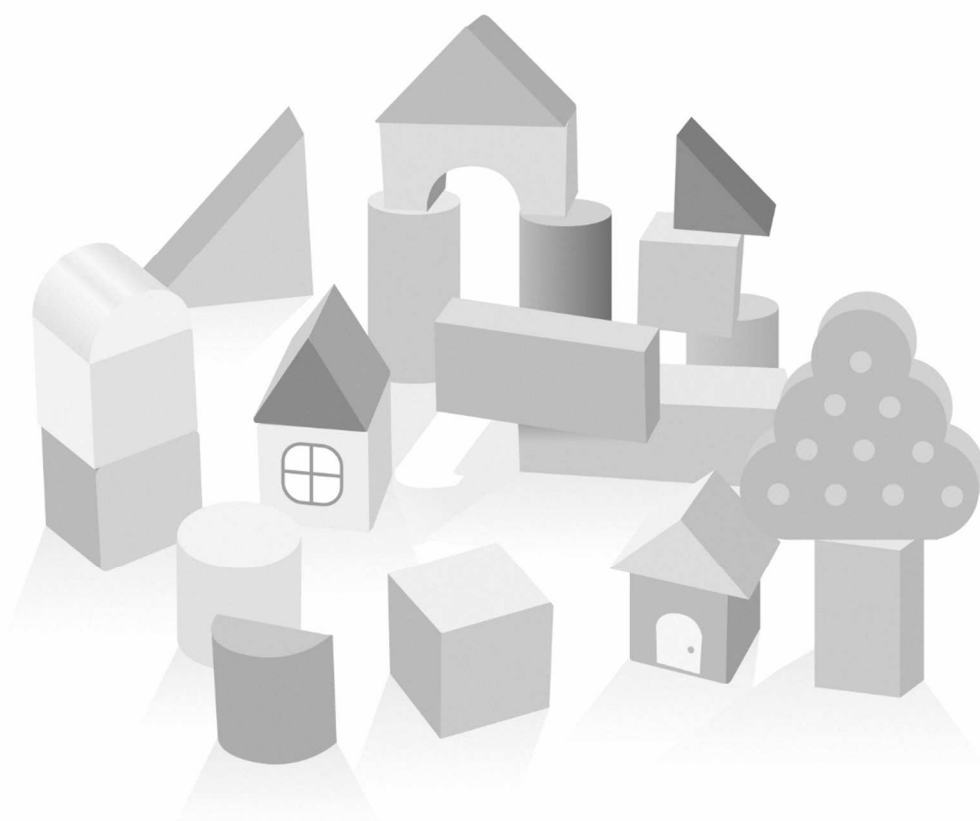
2019 年5月の改元に伴い、本文中の年号は 2020（令和2）年のように、西暦と和暦を併記しております。

なお、グラフ及び表における記載は西暦表記としております。

第1章



計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、2012（平成24）年に「子ども・子育て支援法」をはじめとする『子ども・子育て関連3法』を成立させ、2015（平成27）年から、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や、質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。しかし、女性の就業率の上昇や、共働き家庭の増加を受け、待機児童の増加が問題となりました。

そのため、待機児童の解消を目指して、平成29年に「子育て安心プラン」が公表され、保育の受け皿を整備することとしました。また、平成29年に公表された「新しい経済政策パッケージ」では、幼児教育・保育の無償化を打ち出しました。

令和3年に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、「こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする」こととしています。

令和5年には、こども基本法が施行され、こども家庭庁が創設されました。また、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども家庭庁が施策推進の司令塔の役割を担うこととなり、子ども・子育て支援事業計画を含む、こども施策は、こども家庭庁に移管されました。

このような状況の中、田舎館村（以降、「本村」という。）では、多様な保育・子育て支援ニーズに応え、子ども・子育て支援施策を総合的、計画的に推進するため、子ども・子育て支援法に基づき、2015（平成27年）に第一期、2020（令和2年）に第二期の「田舎館村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

次なる5か年計画では、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針【改正案について】」、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」等をもとに、第2期計画事業の適正な実施評価を行い、他の関連法等の実施計画との整合性を確保しながら、本村に住むこどもやその家族にとって「こどもの最善の利益」が実現される事業展開を目指すとともに、少子化対策を確実に実施できるよう、県、村、地域社会が一体となって取り組むことが求められています。

これを踏まえて、本村では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を見直した上で、「田舎館村子ども・子育て会議」における議論を通して、保育の受け皿の拡大と保育の質の確保及び提供体制の充実を盛り込んだ「第三期田舎館村子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、本計画をもとに、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高いこどもやその家族を含め、すべてのこどもに対し、各関連機関との連携・協働を図りながら、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施します。

2 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

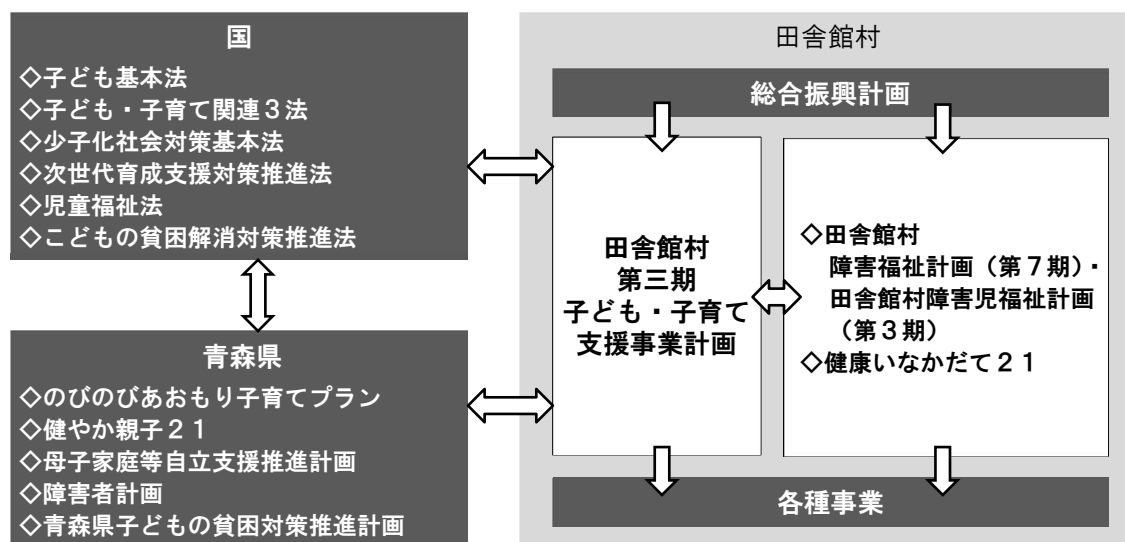
また、2024（令和6）年5月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し、法の有効期限が令和17年3月まで延長されたため、これまで本村が取り組んできた次世代育成支援対策推進行動計画の施策を受け継ぎながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を重点施策として位置づけ、総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図って推進していきます。

さらに、放課後児童対策パッケージ（令和5年12月25日発出）に基づく「放課後児童対策の推進に関する行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の規定により定める「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」としての内容も包含するものです。

3 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、上位計画である「田舎館村総合振興計画」のもと、関連する「田舎館村障害福祉計画（第7期）・田舎館村障害児福祉計画（第3期）」「健康いなかだて21」との整合性を図りました。

■ 他計画との連携



4 計画期間

本計画の期間は、法律に基づき2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とし、2024（令和6）年度に策定しました。また、社会情勢等に変化があった場合には、それに対応できる計画として修正します。

■ 計画期間

2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
田舎館村 第二期 子ども・子育て支援事業計画					田舎館村 第三期 子ども・子育て支援事業計画				
→					→				

5 制度改正等のポイント

（1）子ども・子育て支援法の改正概要

2024（令和6）年10月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設することとなりました。

（2）基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の5点が追加されました。

① 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加

改正法により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針中の所要の箇所に規定を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準を設定すること。

② 児童発達支援センター等に関する事項等の追加

改正法において、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことを明確したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障がい児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等を規定すること。

③ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加

改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針に位置づけ等を行う。

④ 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加

改正法により規定した経営情報の継続的な見える化について、基本指針に位置づけ等を行うこと。

⑤ 産後ケアに関する事業の追加

地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行うこと。

（３）児童福祉法改正による社会的養育に関する改正

2022（令和４）年６月の改正によって、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うことも家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等を行うこととなりました。

6 計画の策定体制と村民意見の反映

学識経験者、関係団体代表などの委員から構成される「田舎館村子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

また、本村の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2023（令和5）年11月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、村民からの計画に対する意見等を精査しながら、必要に応じて計画書に反映するなど、村民意見の反映に努めました。

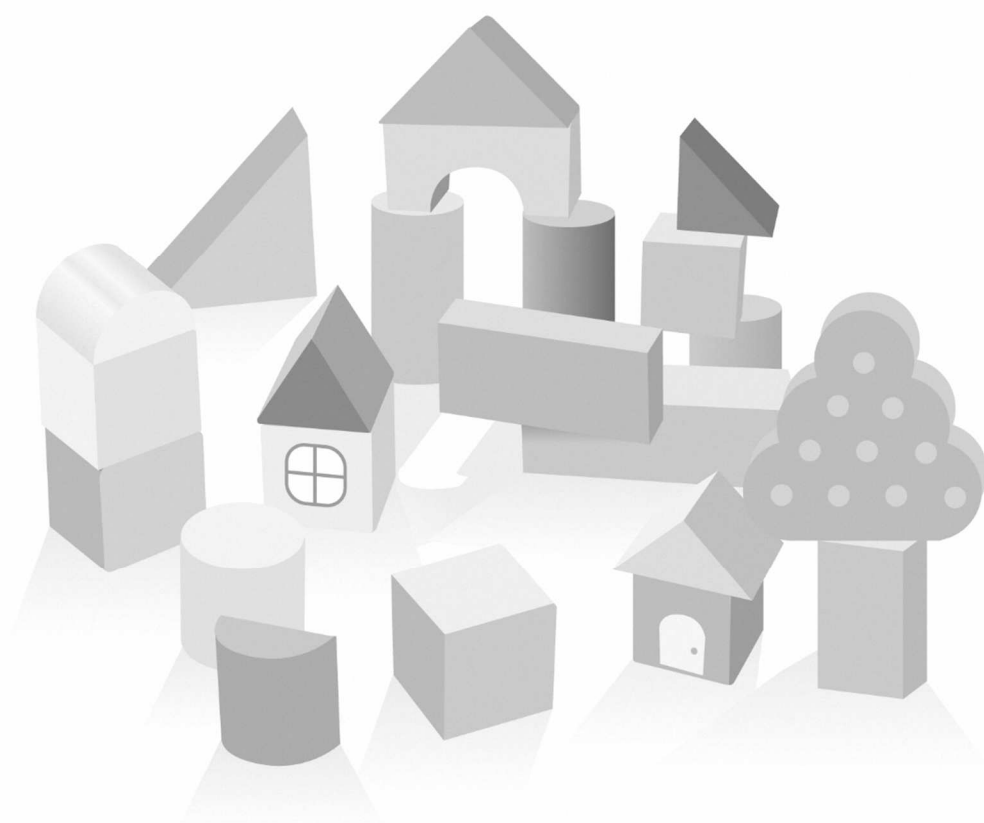
7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署及び県と協議・調整を行いながら、村民のニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。また、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて県が広域調整を行うこととなっていることから、恒常的な情報交換と必要な支援を受けるなど、県との連携を図りました。

子ども・子育て支援の実施にあたっては、村民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。

第2章

子ども・子育て支援の現状と課題



第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

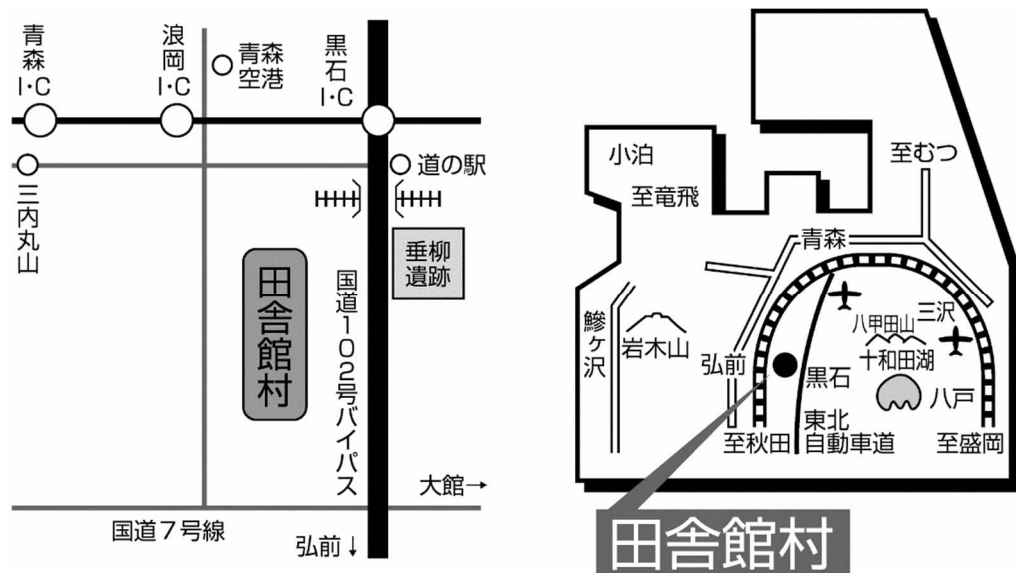
1 本村の地域特性

田舎館村は、青森県津軽平野の南部に位置し、東は黒石市、西は弘前市、南は平川市、北は藤崎町に接する面積22.35平方キロメートルの全村平坦な農村地域です。

地形は、東西7キロメートル、南北7キロメートルと広がり、中央を東西に浅瀬石川、弘前市との境を南北に平川が流れています。平均標高30メートルの土地の大部分は沖積土で覆われ、米とりんご作りを中心としていましたが、近年はハウスによるトマトやいちごなどの野菜が盛んに栽培されています。

交通網は、JR奥羽本線と五能線のほかに弘南鉄道が通っており、近くには、東北自動車道黒石インターがあり、青森空港と約30キロメートルの距離にあります。

■ 田舎館村の位置図

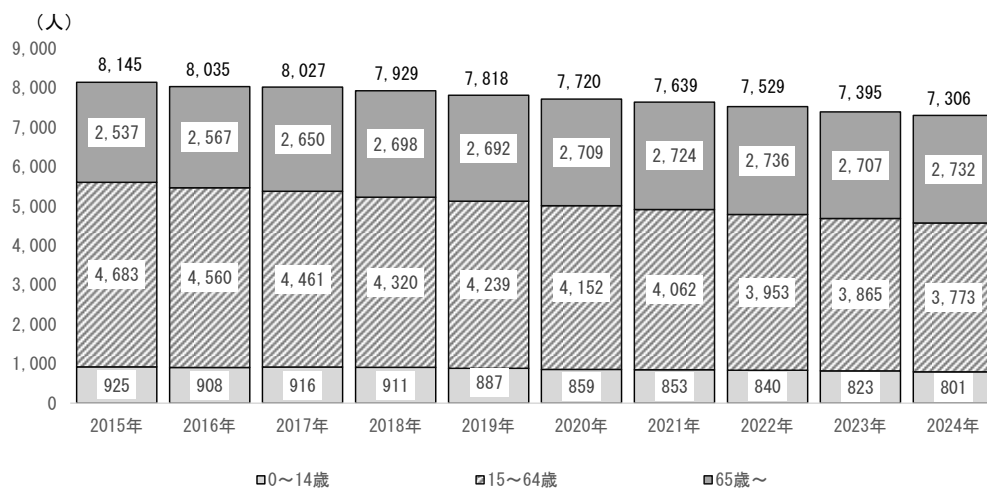


2 本村における人口とこども人口の状況

(1) 人口とこども人口の推移

本村の人口は2015（平成27）年以降減少しています。3階級別人口でみると、2015（平成27）年以降、高齢者人口（65歳以上）は195人（7.7%）増加し、生産年齢人口（15～64歳）は910（19.4%）、年少人口（0～14歳）は124人（13.4%）それぞれ減少しています。

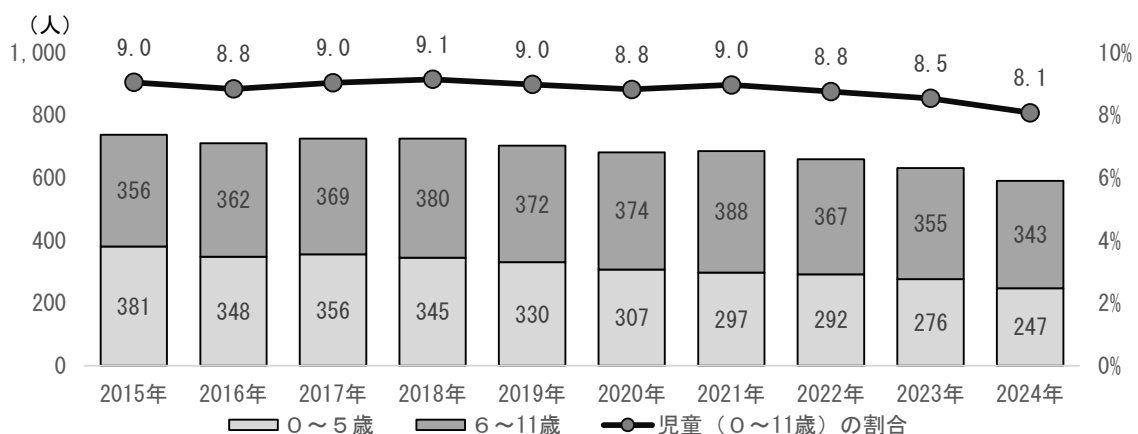
■ 3階級別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

こども人口（就学前児童及び小学生）は、2015（平成27）年以降減少傾向です。総人口に対する児童（0～11歳）の割合も、減少傾向にあります。

■ こども人口の推移

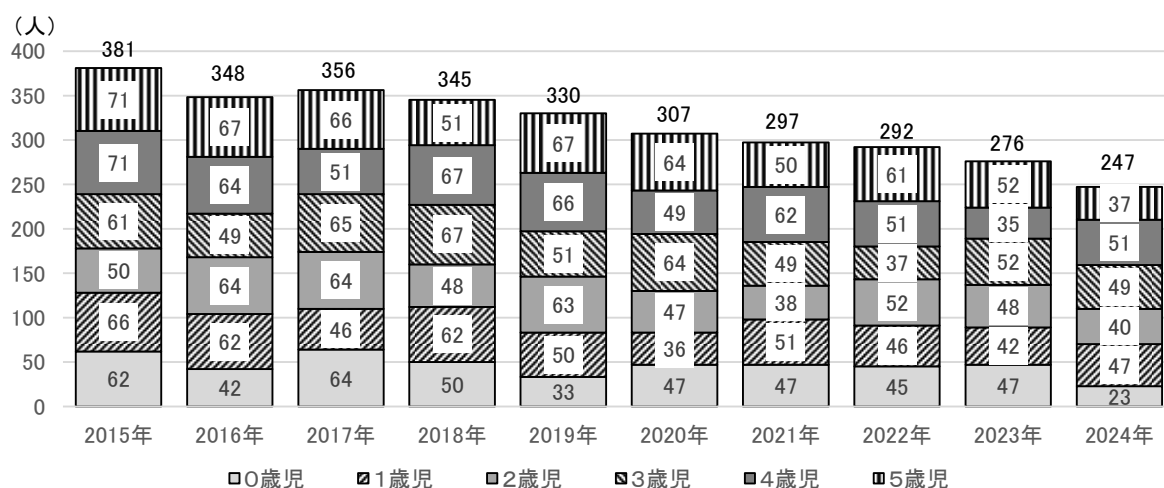


※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口推移をみると、2015（平成27）年から2024（令和6）年までは減少傾向にあり、2024（令和6）年では247人となり、2015（平成27）年より134人（35.2%）減少しています。特に0歳児が減少しています。

■ 0～5歳児の人口推移

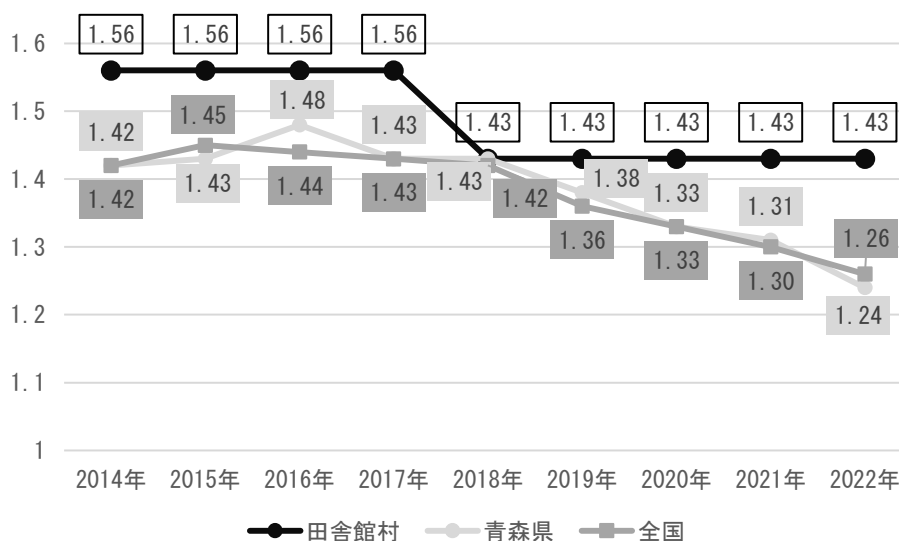


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）合計特殊出生率の推移

本村の合計特殊出生率は、2014（平成26）年から2022（令和4）年にかけて、1.43から1.56の間で推移しており、すべての年代において全国と青森県よりも高くなっています。

■ 合計特殊出生率の推移



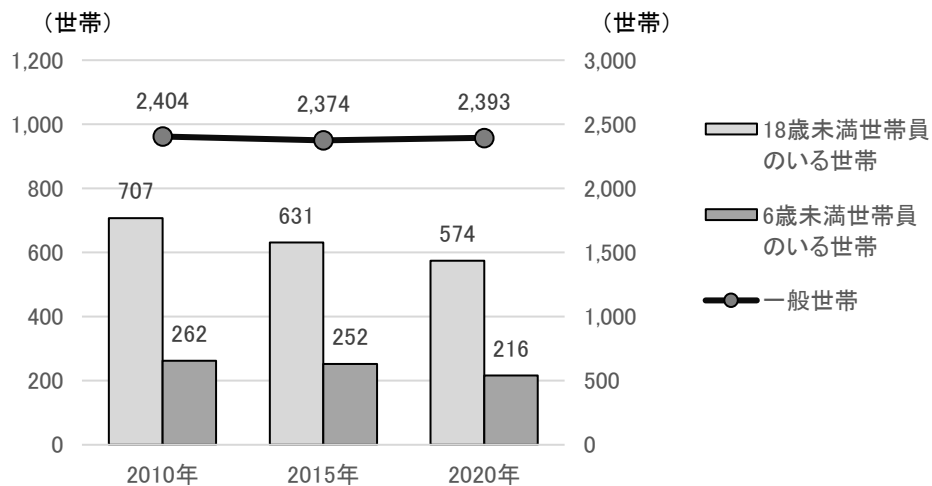
資料： 県・全国：青森県人口動態統計
※市町村は国より合計特殊出生率が5年に1回通知

3 子育て世帯の状況

(1) 子育て世帯の推移

2010（平成22）年から2020（令和2）年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯はほぼ横ばいで推移していますが、18歳未満の子どもがいる世帯、6歳未満の子どもがいる世帯はともに減少しています。

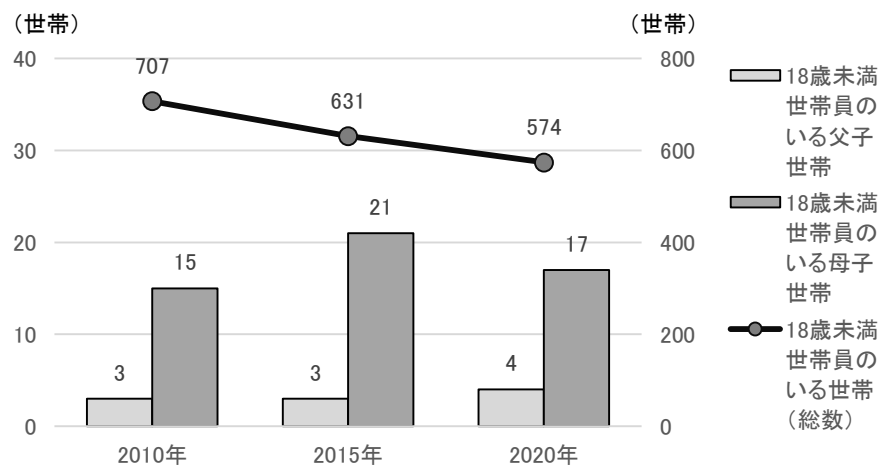
■ 子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移



資料：国勢調査

また、18歳未満の子どもがいる世帯の総世帯数は減少しているものの、18歳未満の子どもがいるひとり親世帯は、父子世帯ではほぼ横ばい、母子世帯ではやや増加しています。

■ 18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移



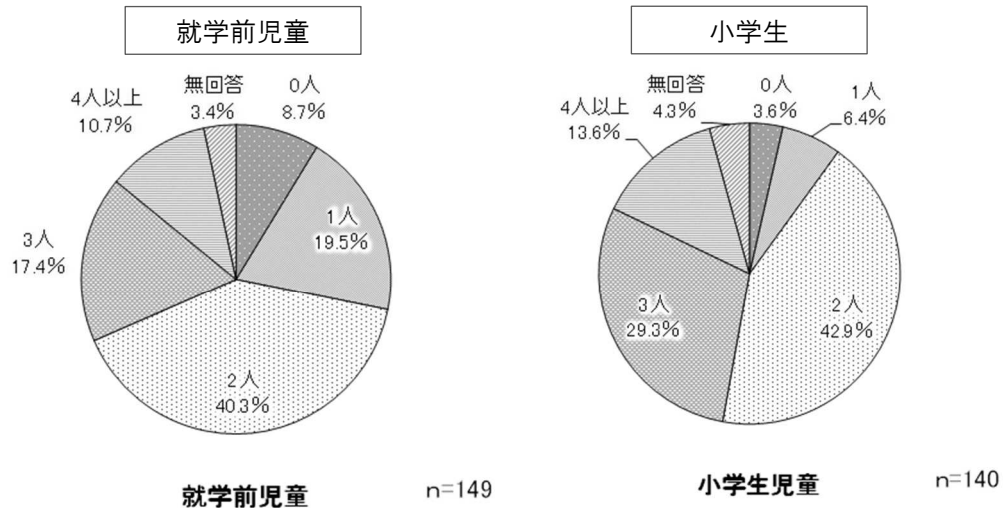
資料：国勢調査

(2) 子育て世帯の子ども的人数と主な保育者の状況

調査結果から就学前児童がいる世帯の子ども的人数をみると、「2人」(40.3%)が最も高く、次いで「1人」(19.5%)、「3人」(17.4%)となっています。

小学生がいる世帯では、「2人」(42.9%)が最も高く、次いで「3人」(29.3%)、「4人以上」(13.6%)となっています。

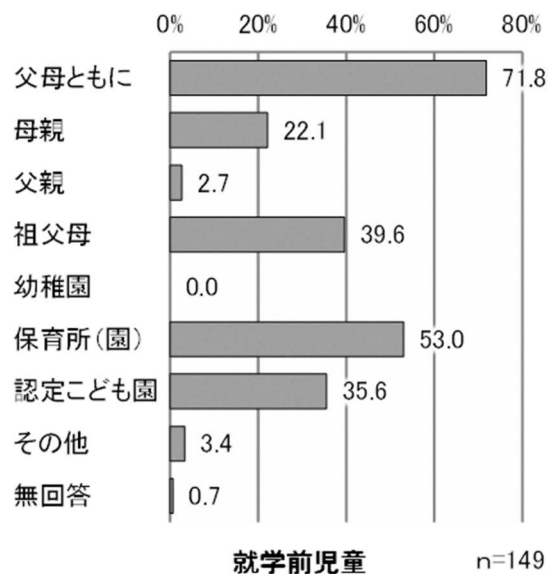
■ 子育て世帯の子ども人数



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

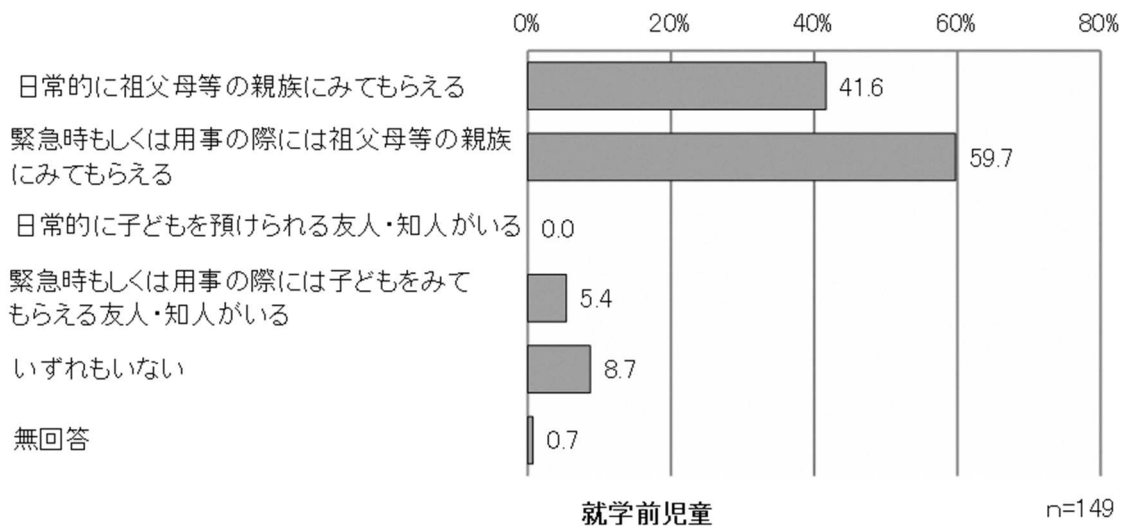
就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっているのは、「父母ともに」(71.8%)が最も高く、次いで「保育所(園)」(53.0%)、「祖父母」(39.6%)となっています。

■ 日常的に子育てに関わっている方



子育てに関する協力者の状況をみると、日常的及び緊急時もしくは用事の際に、祖父母等の親族にみてもらえるのは約6割となっており、緊急時もしくは用事の際でも、友人・知人にみてもらうことは難しい状況です。また、いずれもないは1割未満となっています。

■ 主な親族等協力者の状況

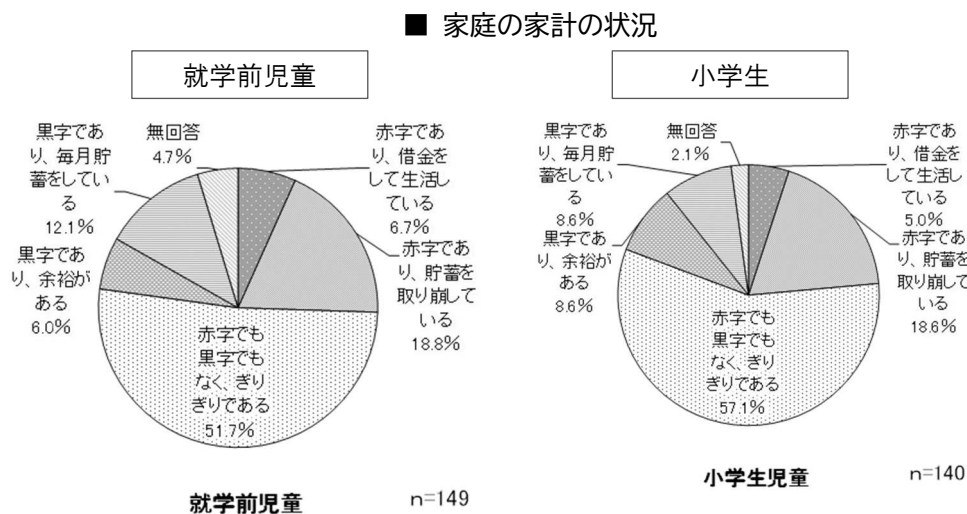


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(3) 世帯の生活状況

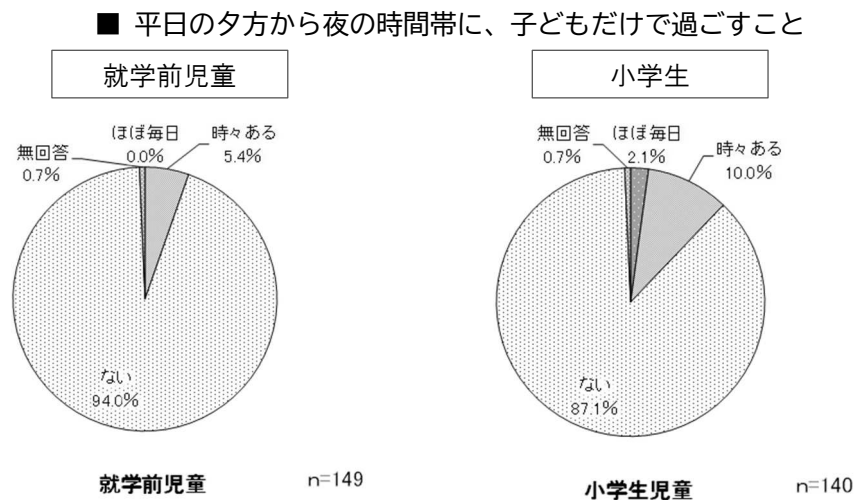
子育て世帯の家計の状況をみると、就学前児童の家庭では、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」(51.7%)が最も高く、次いで「赤字であり、貯蓄を取り崩している」(18.8%)、「黒字であり、毎月貯蓄をしている」(12.1%)となっています。

小学生の家庭では、就学前児童の家庭では、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」(57.1%)が最も高く、次いで「赤字であり、貯蓄を取り崩している」(18.6%)、「黒字であり、余裕がある」と「黒字であり、毎月貯蓄をしている」が同率で8.6%となっています。



平日の夕方から夜の時間帯に、子どもだけで過ごすことの有無については、就学前児童の家庭では、「ない」(94.0%)が最も高く、次いで「時々ある」(5.4%)、「ほぼ毎日」(0.0%)となっています。

小学生の家庭では、「ない」(87.1%)が最も高く、次いで「時々ある」(10.0%)、「ほぼ毎日」(2.1%)となっています。

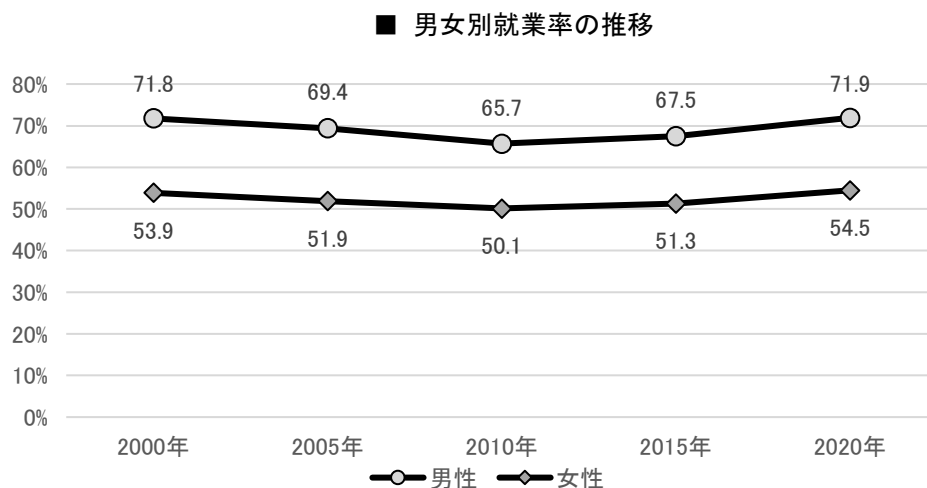


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

4 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

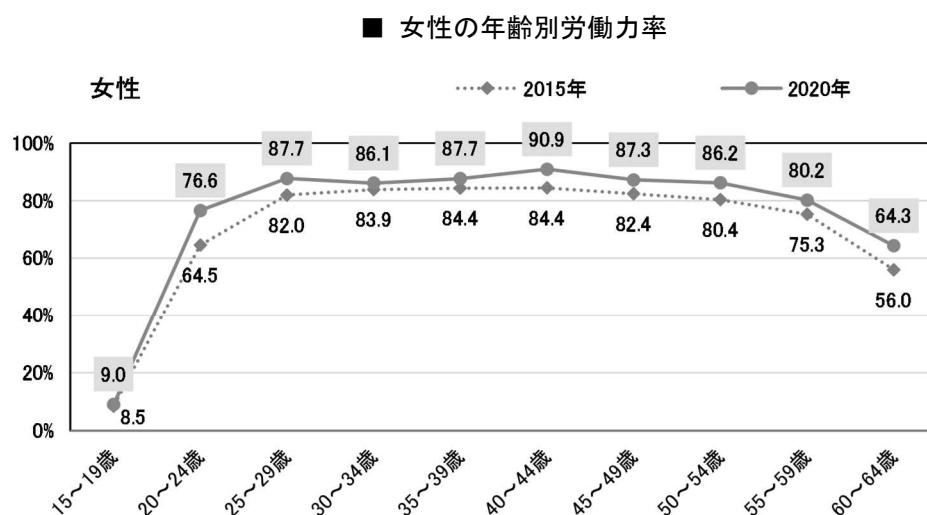
(1) 就業率の推移

本村の15歳以上の就業率をみると、2020（令和2）年と2000（平成12）年と比較すると、男女ともにやや上昇し、男性は71.9%、女性は54.5%となっています。



資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率の推移をみると、2020（令和2）年と2000（平成12）年と比較すると、すべての年代で2020（令和2）年が高くなっており、25～59歳では80%以上と高くなっています。



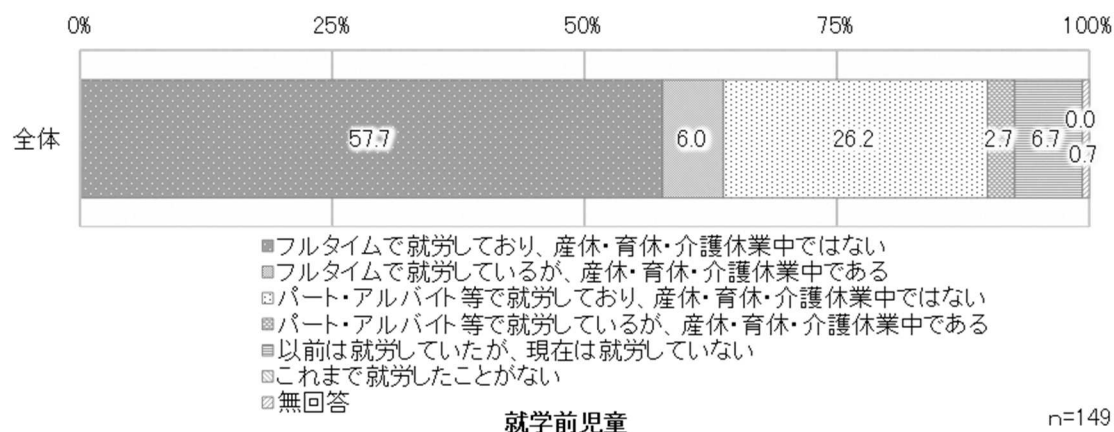
資料：国勢調査

(2) 母親の就労状況

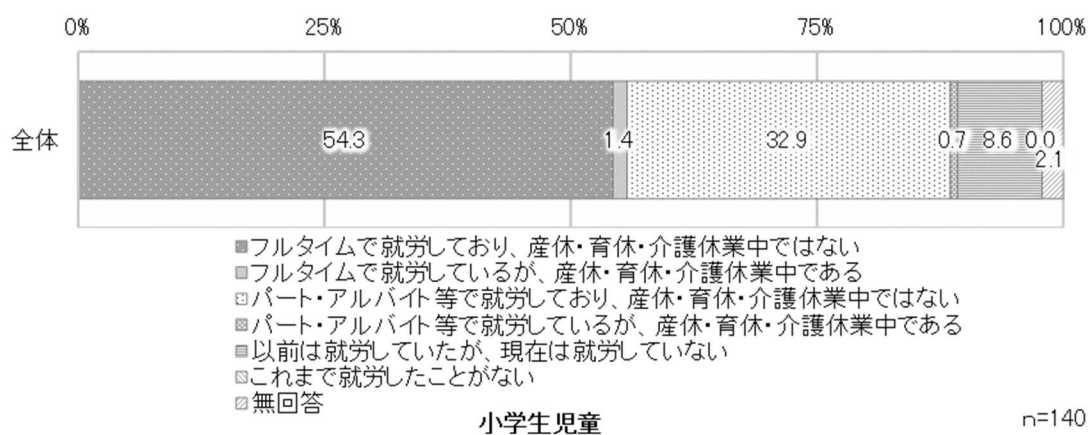
「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせると、就労している母親は就学前児童で92.6%、小学生で89.3%となっています。

■ 母親の就労状況

就学前児童

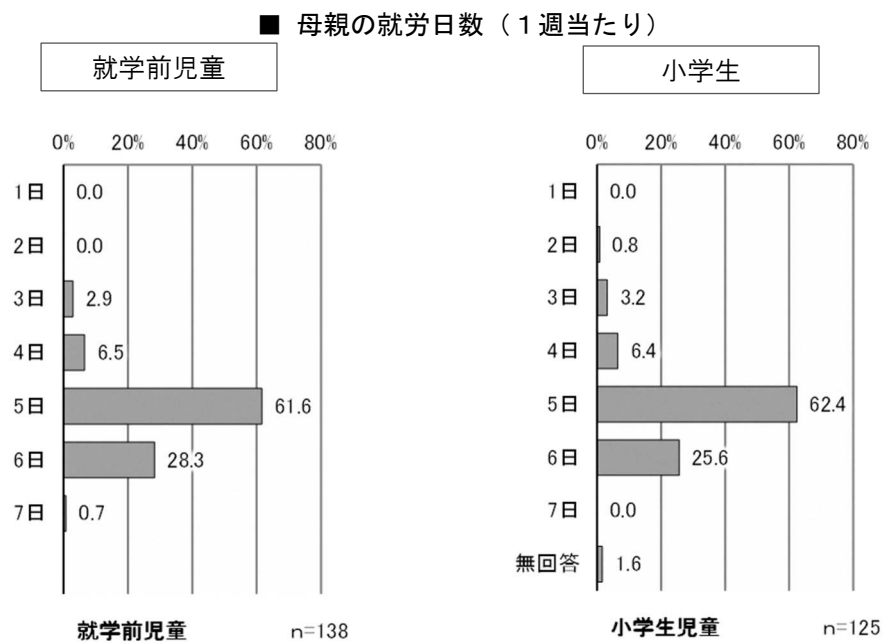


小学生

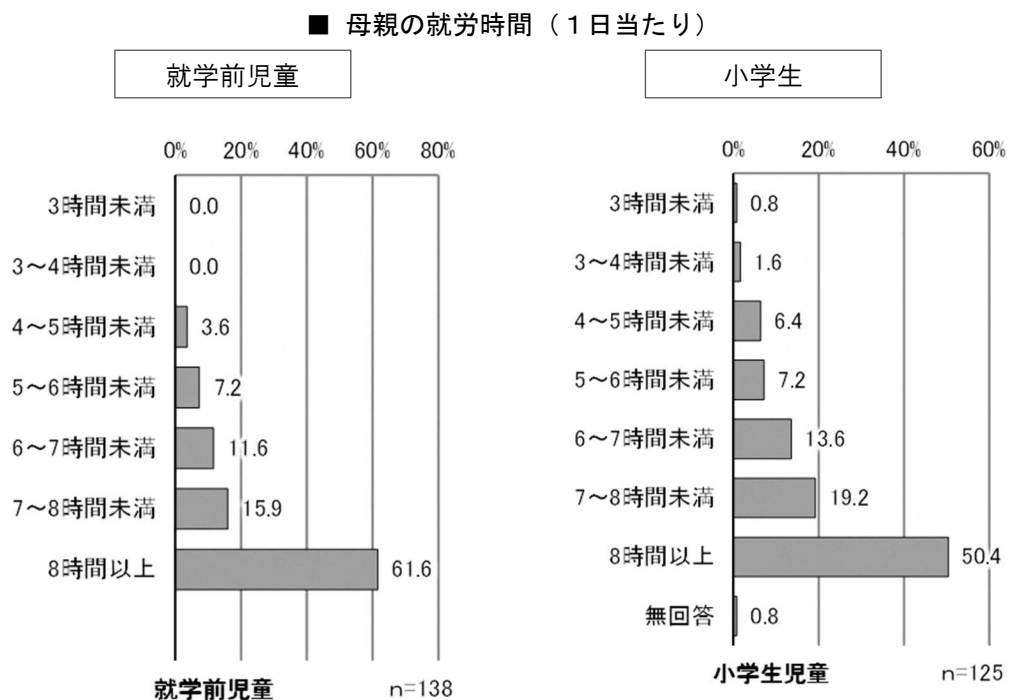


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の1週当たりの就労日数をみると、就学前児童・小学生ともに「5日」（61.6%・62.4%）が最も高くなっています



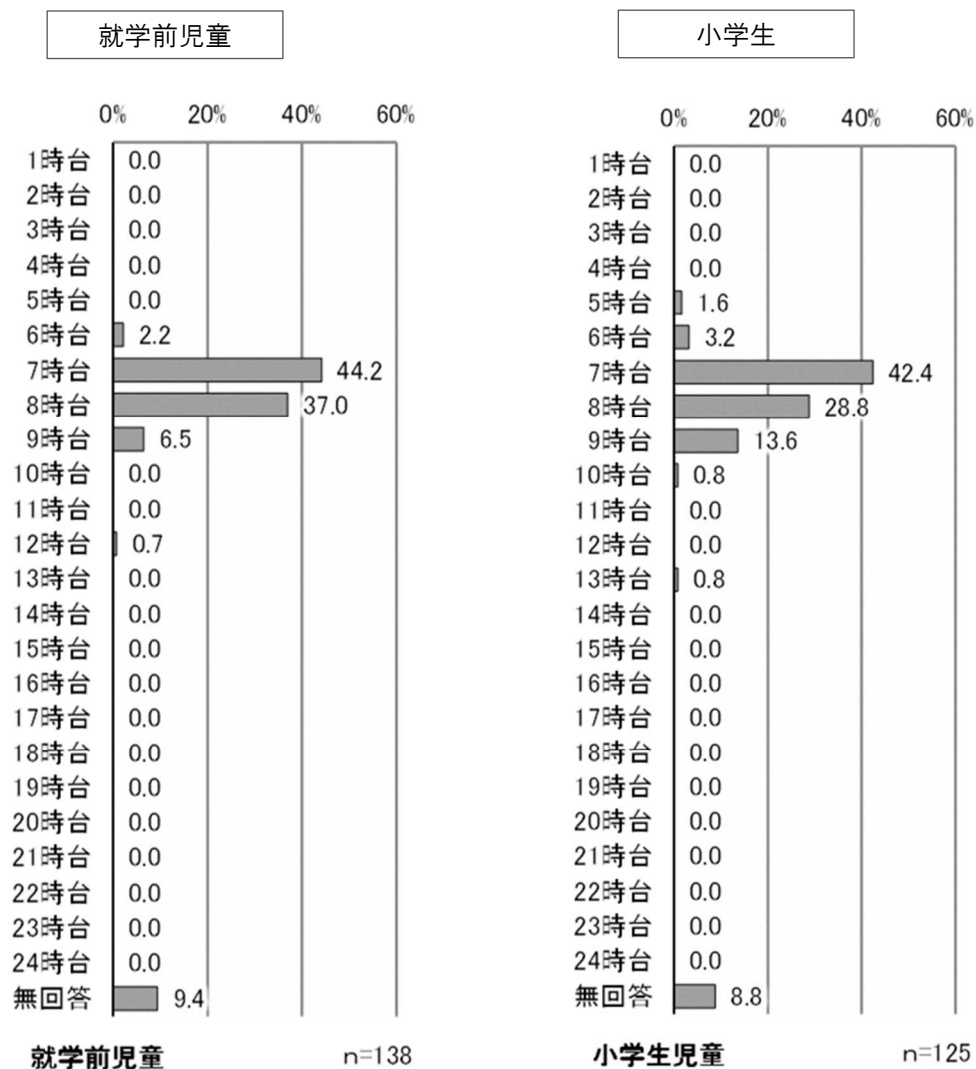
母親の1日当たりの就労時間をみると、就学前児童・小学生ともに「8時間以上」（61.6%・50.4%）が最も高くなっています



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の出勤時間をみると、就学前児童・小学生ともに「7時台」（44.2%・42.4%）が最も高く、次いで「8時台」（37.0%・28.8%）となっています。

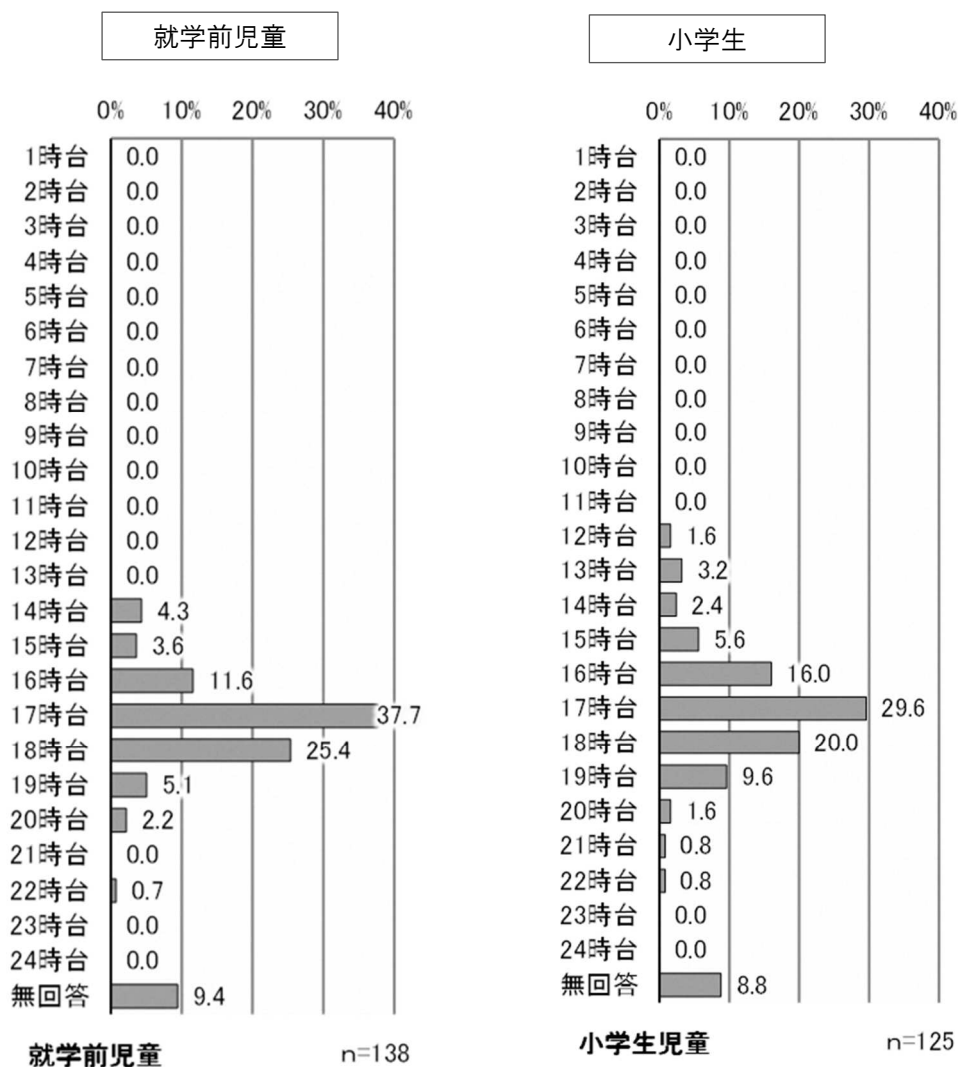
■ 母親の出勤時間



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の帰宅時間をみると、就学前児童・小学生ともに「17時台」（37.7%・29.6%）が最も高く、次いで「18時台」（25.4%・20.0%）となっています。

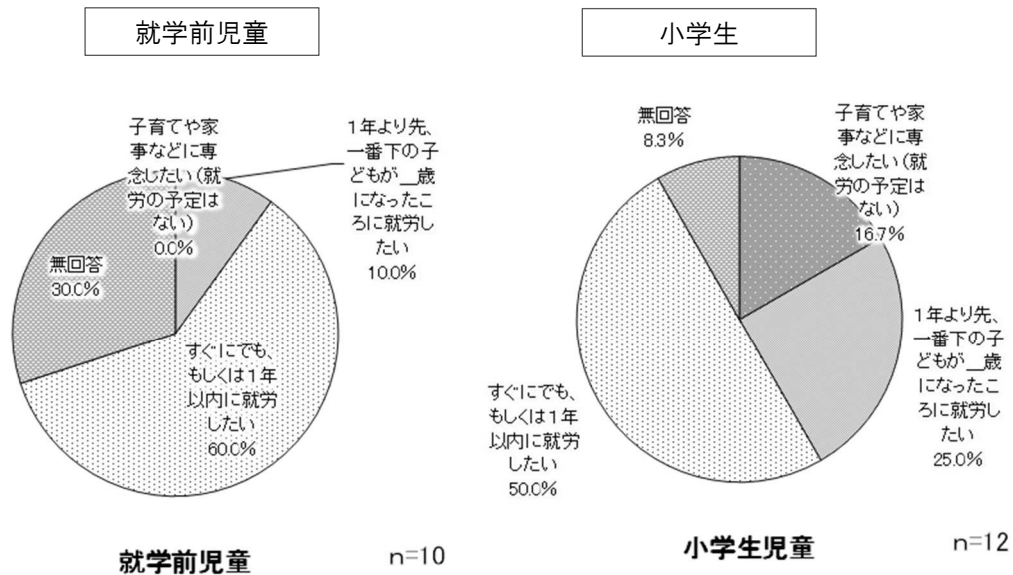
■ 母親の帰宅時間



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

現在就労していない母親の就労希望は、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と「1年より先、一番下の子どもが〇〇歳になったところに就労したい」を合わせると、就学前児童で70.0%、小学生で75.0%となっています。

■ 就労していない母親の就労意向

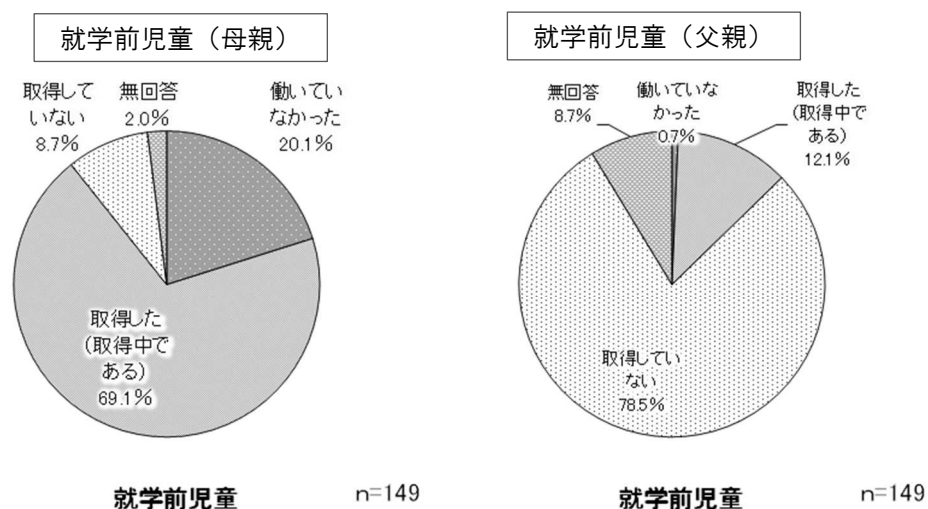


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(3) 育児休業制度利用の状況

育児休業制度を「取得した（取得中である）」母親は69.1%、一方、父親は12.1%となっています。

■ 育児休業制度の利用状況



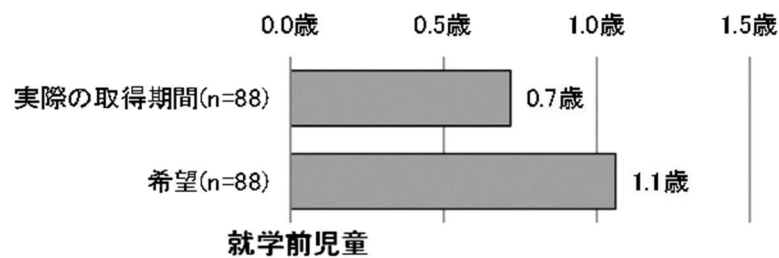
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親が育児休業から復帰したときの子どもの月齢は、平均で実際では平均で0.7歳、希望では平均で1.1歳となっています。

母親の短時間勤務制度の利用状況をみると、「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」（40.9%）が最も高く、次いで「利用する必要がなかった」（27.3%）となっています

■ 育児休業から復帰したときの子どもの月齢

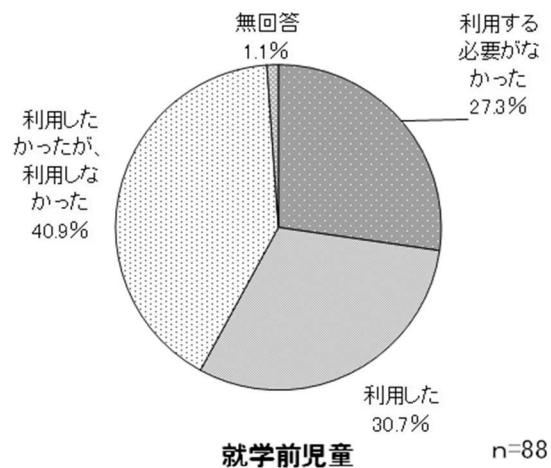
就学前児童（母親）



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

■ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況

就学前児童（母親）



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

5 子育て支援事業の利用状況

(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況

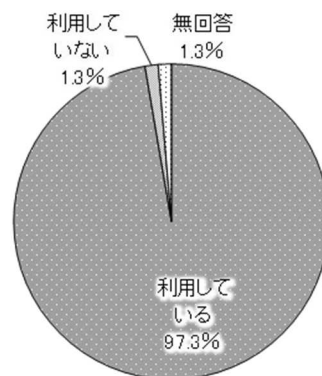
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、9割以上が「利用している」(97.3%)と回答しています。

利用している事業は、「認可保育所(園)」(52.4%)が最も高く、次いで「認定こども園」(42.1%)となっています。

利用したい事業は、「認可保育所(園)」(55.0%)が最も高く、次いで「認定こども園」(47.7%)となっています。

■ 定期的な教育・保育事業の利用状況

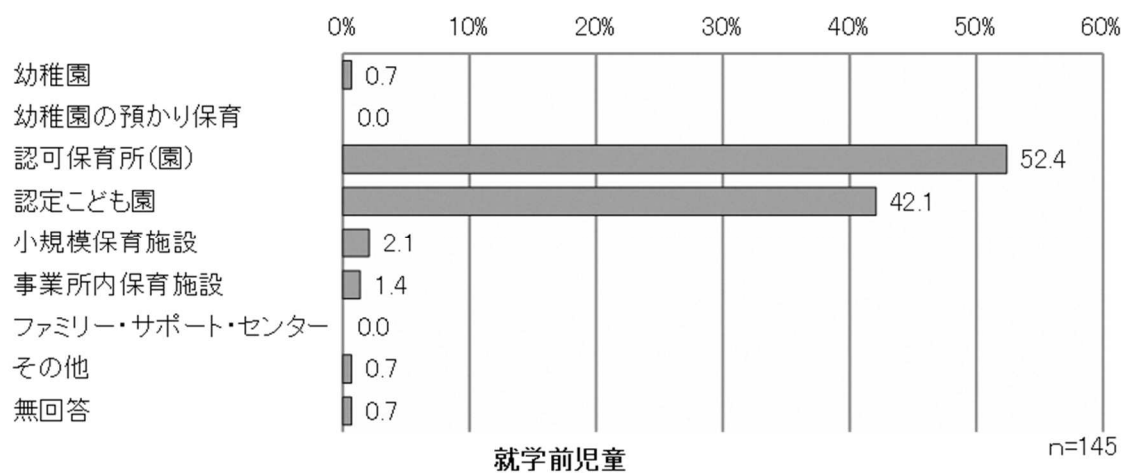
就学前児童



就学前児童

n=149

■ 利用している定期的な教育・保育事業

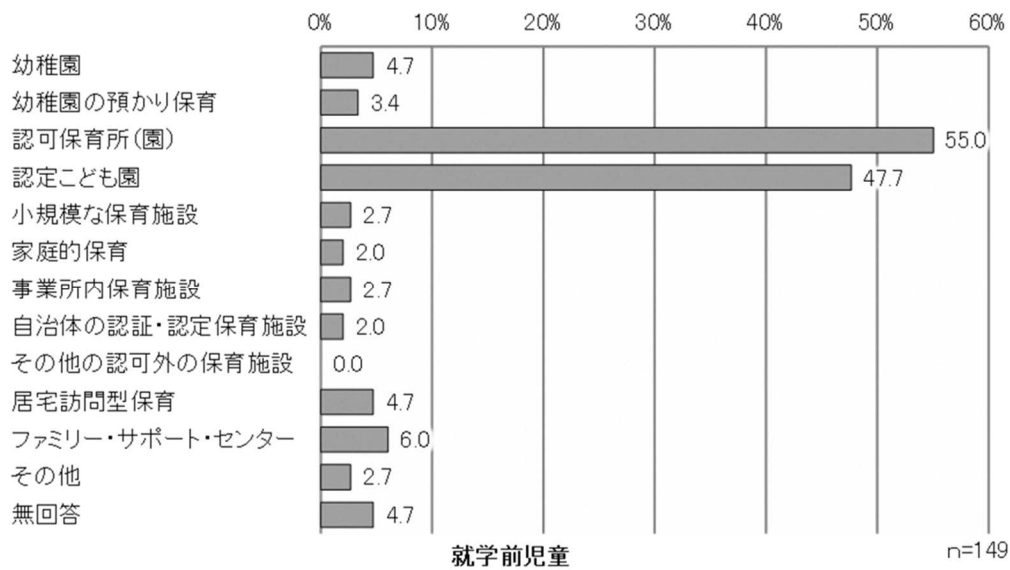


就学前児童

n=145

資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

■ 利用したい定期的な教育・保育事業

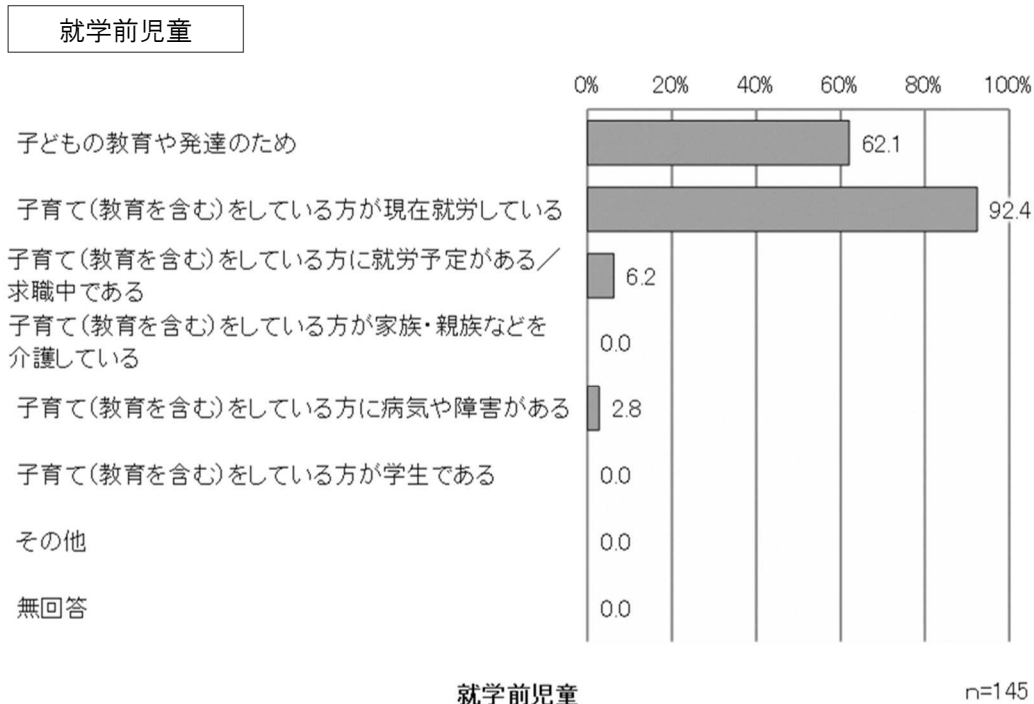


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

平日に定期的な教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」(92.4%)が最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」(62.1%)となっています。

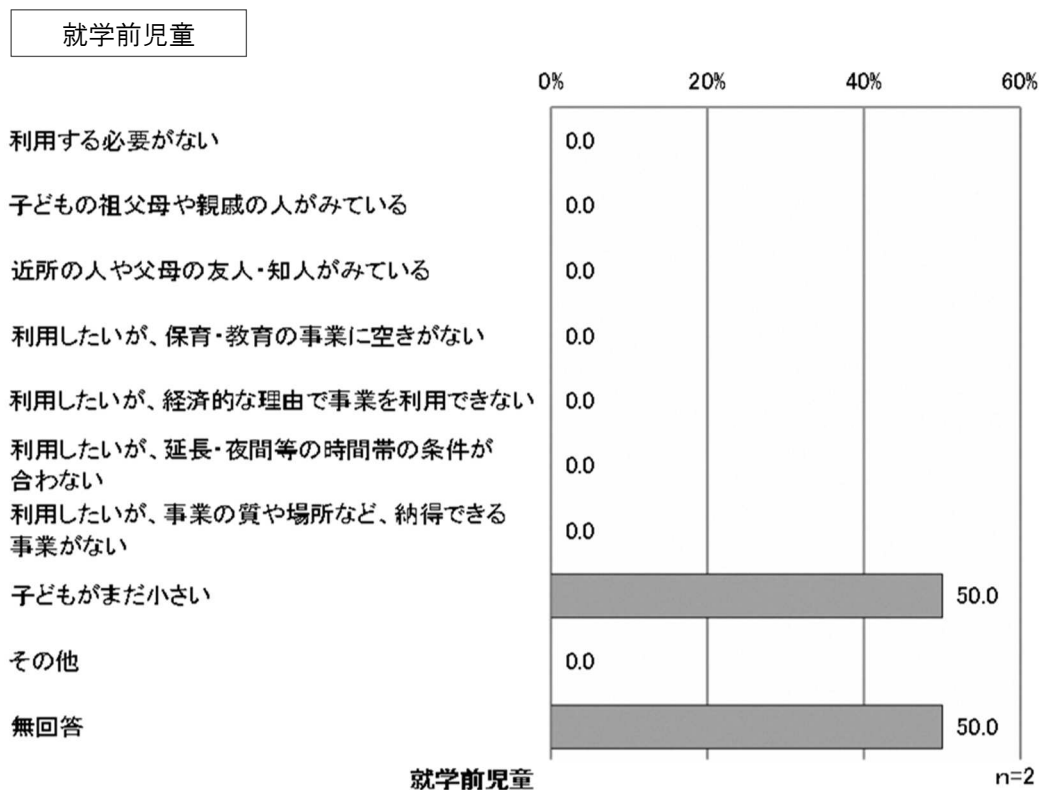
■ 平日に定期的な教育・保育事業を利用している理由



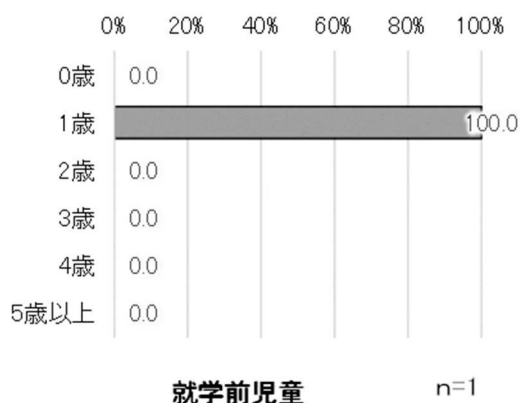
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

平日に定期的な教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため（〇歳になったら利用しようと考えている）」（50.0%）が最も高くなっています。また「子どもがまだ小さいため（〇歳になったら利用しようと考えている）」と回答では1歳が100.0%となっています。

■ 教育・保育事業を利用していない理由



■ 利用を希望する子どもの年齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

6 施策の進捗評価

「田舎館村子ども・子育て支援事業計画」は、3つの基本目標と8施策55事業により構成され、その結果として目標達成できた40事業（72.7%）、推進できた9事業（16.4%）、実施中である6事業（10.9%）という進捗評価となりました。

■ 第一期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	目標達成	推進できた	実施中である	見直しが必要	未実施
計画全体	55	40	9	6	0	0
基本目標Ⅰ ゆとりと愛情をもって子育てができる環境づくり	35	30	1	4	0	0
施策1 安心して妊娠・出産できるための支援	5	5	0	0	0	0
施策2 子育ての不安や負担の軽減	14	14	0	0	0	0
施策3 多様なニーズに合わせた保育サービスの充実	4	2	1	1	0	0
施策4 特別な援助を要する家庭への支援	12	9	0	3	0	0
基本目標Ⅱ 次代を担う若者を育てる人づくり	13	7	6	0	0	0
施策1 心の豊かさを育むための支援	6	0	6	0	0	0
施策2 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進	5	5	0	0	0	0
施策3 放課後における児童の健全な育成	2	2	0	0	0	0
基本目標Ⅲ 家族みんなが安心して暮らせるまちづくり	7	3	2	2	0	0
施策1 子どもの安心・安全を確保	7	3	2	2	0	0

7 本村における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や「田舎館村子ども・子育て支援事業計画」（第二期）の施策進捗評価に基づき5つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 ニーズに対応した教育・保育施設の整備

平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」保護者は97.3%、「利用していない」保護者は1.3%となっています。また、母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童が92.6%、小学生が89.3%となっています。2020（令和2）年度の前回調査と比較すると、就労している母親の割合は就学前児童で3.2ポイント、小学生で2.9ポイント高くなっています。幼児教育・保育の無償化による影響も考慮し、利用増加を見込んだ教育・保育事業の確保が必要となります。また保護者のニーズに合った教育・保育事業になるよう、環境整備、質の向上に努めていくことが必要です。

課題2 相談体制の充実

就学前児童の保護者の約9割は子育てに関して周囲の協力者が得られていますが、祖父母等の親族にみてもらえるケースでもそのうち20%台の保護者が「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」と回答しています。また日常的及び緊急時等にも親族・知人等の協力が得られない、孤立した子育て環境にいると回答した保護者は8.7%となっています。

子育てに関する相談者の状況のうち、気軽に相談できる相手が「いない／ない」と回答した保護者も2.7%となっており、公的な相談機関を活用してもらえるよう、周知徹底・普及、相談体制の整備について再検討する必要があります。

課題3 放課後児童クラブの充実

「放課後児童クラブ」に関する保護者の利用希望をみると、小学校低学年の時期の利用は就学前児童で69.6%、小学生で62.1%となり、小学校高学年の時期では、就学前児童で37.0%、小学校で37.9%となり、こどもの放課後の安全な過ごし方として、一定の役割を担っています。今後もこどもの成長につながる事業として、保護者のニーズを反映しながら、よりよい事業内容への改善、環境・運営の整備を図り、さらに充実していくことが求められます。

課題4 各子育て支援事業の周知

地域の子育て支援拠点事業の今後の利用意向をみると、「利用していないが今後利用したい」（17.4％）と回答しており、各事業の利用希望は「村発行の広報誌に記載された情報」（52.3％）、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」（50.3％）、「保健師による情報・相談事業」（45.0％）の順に高くなっています。

子育て支援事業の周知度をみると、「村発行の広報誌に掲載された情報」（71.8％）、「保健師による情報・相談事業」（76.5％）が上位を占めている一方で、「家庭教育に関する学級・講座」（20.8％）、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」（32.2％）の周知度は低い状況です。地域の子育て支援拠点事業の周知に対する取り組みが必要となります。

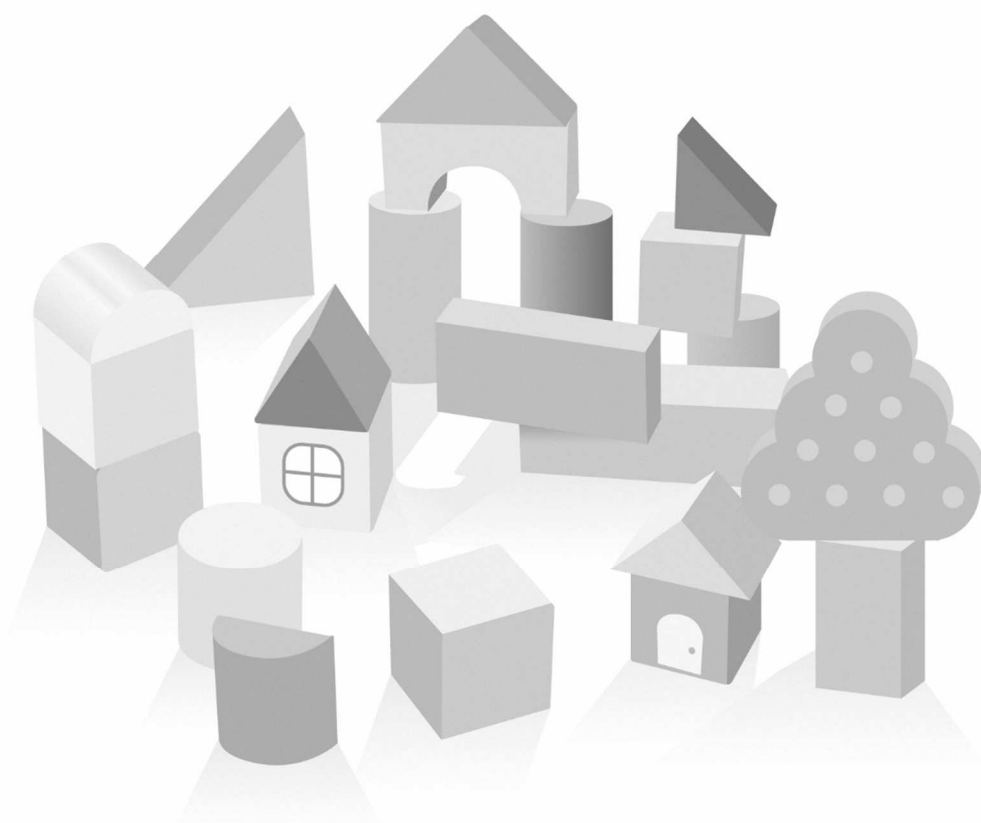
課題5 ワーク・ライフ・バランスの啓発

お子さんが生まれた時に「働いていなかった」と回答した方を除いた就労者のうち、育児休業を取得又は取得中の母親は86.6％、父親は12.2％の状況です。また、2020（令和2）年度の前回調査と比較すると、母親は12.6ポイント増加し、父親は11.2ポイント増加しています。職場復帰時に「短時間勤務制度」を利用した母親は30.7％、父親は5.9％となっています。利用しなかった理由としては、「仕事が忙しかった」「職場に取りにくい雰囲気があった」「給与が減額される」を上位にあげています。

以上の結果から、雇用及び経済面において、安心して出産・育児ができる職場環境の整備と公的支援制度の周知・普及を図るとともに、希望した育児休業期間満了時から教育・保育事業を利用したい保護者が、不安なく利用できる事業体制・運営となるよう更なる改善をしていく必要があります。また、父親の育児休業取得率の向上を目指し、育児に対する意識の改革や取得しやすい職場環境の整備、父親の育児参加を促進する必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念等

本計画の基本理念は、すべてのこどもが健やかに成長できるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援を提供するとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減に配慮した施策を推進するために、第二期計画の基本理念を継承します。

《基本理念》

子ども一人ひとりの豊かな感性を磨き創造性を育む むら

2 計画の基本目標

基本理念を実現するために、3つの基本目標を掲げて子ども・子育て支援に係る様々な施策を推進します。

基本目標Ⅰ ゆとりと愛情をもって子育てができる環境づくり

子育て家庭、特に日常的に子育てに関わっている母親の子育てに対する経済的負担感、精神的負担感、時間的束縛の負担感、肉体的負担感、不安やストレスを募らせ、こどもや家族にも影響を及ぼすものです。

安心して心豊かに子育てできる環境をつくるためには、子育て家庭が経済的、時間的、精神的にゆとりをもつことが必要です。そのためにも子育て家庭を地域社会全体で支え合うような意識の醸成と子育て支援体制が求められています。本村においても子育て家庭が様々な面でこどもとふれあうゆとりをもてるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進等による働きやすい環境の整備や、地域で子育てを支援する環境の整備に取り組めます。

基本目標Ⅱ 次代を担う若者を育てる人づくり

少子化をはじめとする現代社会の様々な変化により、こどもが本来もつべき自主性や社会性が生まれにくくなってきています。こどもが調和のとれた一人の人間として自己を確立するには、こどもが成長する場となる家庭や学校、地域社会が連携し、成長段階に応じた成功や失敗などの様々な体験を積み重ねていくことが重要です。

そのためにもいきいきとした子育てのなかで、すべてのこどもが安心して育つための仕組みづくりや、地域の大人や社会・自然とふれあい豊かな体験を通して生きる力を身に付ける教育などに取り組むことで、こどもたちの自立を促し心豊かな若者を育む人づくりを実践します。

基本目標Ⅲ 家族みんなが安心して暮らせるまちづくり

こどもをいきいきと安心して生み育てるための、こどもと子育て家庭に配慮した住環境の充実とともに、安全で快適に暮らせるまちづくりが求められています。

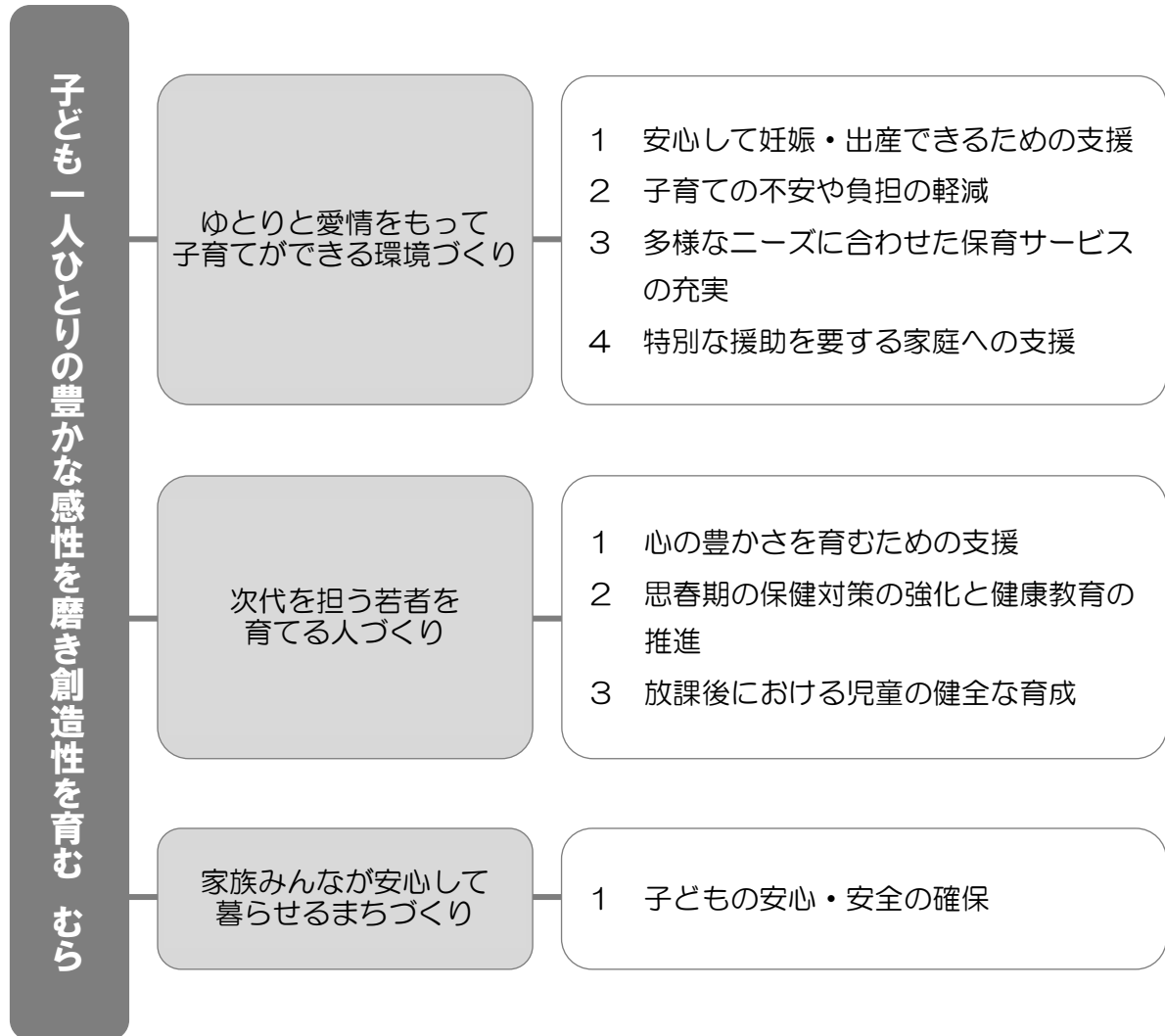
本村は自然と共生した潤いのある静かな住環境に恵まれており、こどもたちが快適に過ごせ、心豊かに育つ環境を備えています。しかしながら複雑多様化する災害や事件・事故は後を絶たないことから、こどもたちや子育て家庭を守るために防犯意識の高揚や防犯指導をはじめ、適切な安全対策を推進します。

3 施策の体系図

《基本理念》

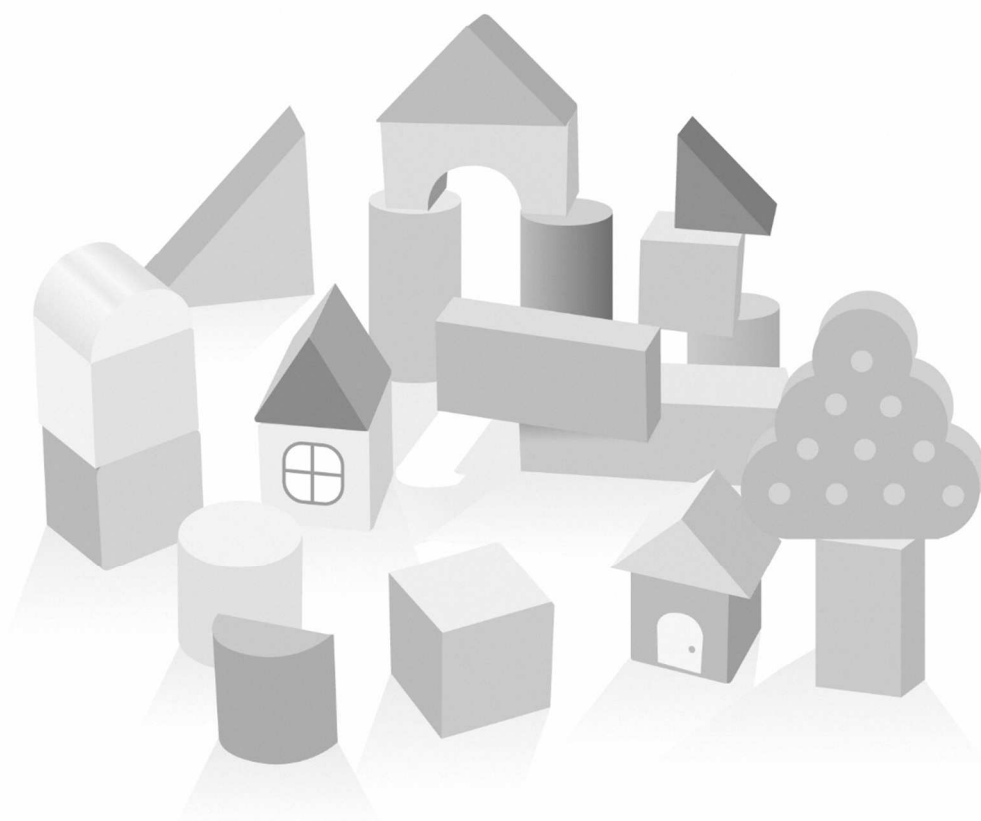
《基本目標》

《推進施策》



第4章

子育てに関する施策の展開



第4章 子育てに関する施策の展開

2024（令和6）年5月に次世代育成支援対策推進法が改正され、有効期限が令和17年3月31日までに再延長され、次世代育成支援対策の推進・強化が図られます。次世代育成支援対策推進法が一部改正され有効期限が延長されたことを受け、これに基づく「行動計画策定指針」（以下「指針」という。）も改正されました。

本村ではこの指針に基づく行動計画を子ども・子育て支援事業計画（第一期計画）より一体的に策定し、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等の次世代育成支援対策を総合的にきめ細かく取り組んでいます。今般、第二期計画の期間満了に伴い必要な見直しを2024（令和6）年度までに行い、2025（令和7）年度からの5か年を期間とする本計画においても必要な施策を盛り込みました。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正や本町の現状と課題や今後の施策の方向性を踏まえた結果、必要な施策について追加・修正を行いました

第二期計画における施策の評価ランクは、以下のとおりです。

◆ 各推進施策での施策評価指標 ◆

- 「A」：目標達成
- 「B」：推進できた
- 「C」：実施中である
- 「D」：実施したが見直しが必要
- 「E」：未実施

基本目標Ⅰ ゆとりと愛情をもって子育てができる環境づくり

施策1 安心して妊娠・出産できるための支援

(1) 健康管理の指導

現状と課題

- すべての妊婦と面接を行い、妊娠期のからだの変化や必要な栄養に関わる保健指導、各種制度の情報提供を実施しており、今後も妊娠、出産、子育てに関し正確で迅速な情報提供が必要です。
- 医療機関へ委託し、妊婦委託健康診査を実施し、妊婦や胎児の健康管理医療を図っています。
- より安全な妊娠・出産を支援していくために流・早産や低体重児などに影響を及ぼすとされる喫煙や飲酒への対策が重要になります。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	第二期 評価	担当課
1	妊娠届・母子保健手帳 交付及び窓口指導 (喫煙指導も含む)	妊娠届・母子健康手帳交付時に、関連する制度の説明や出産・子育てに関する事など、保健師・栄養士が保健・栄養指導を行い、情報提供を行います。 また、低体重、流・早産などの防止のため、妊婦連絡票を用いて窓口指導を強化するとともに、家族に対しては訪問活動等を通じて分煙等の働きかけをします。	A	厚生課
2	妊婦訪問指導	妊婦連絡票の活用を図りながらなお一層の妊婦保健指導の強化を図り、全妊婦への訪問指導にあたります。	A	厚生課
3	妊婦委託健康診査	妊娠期の健康管理及び異常の早期発見に努めるなど、周産期死亡の予防を図ります。	A	厚生課
4	母性健康管理	職業をもつ妊婦が、全体の9割となっており、必要に応じて「母性健康管理指導事項連絡カード」の活用を促します。	A	厚生課
5	子育て相談	随時、妊娠・出産の不安解消のため、子育て相談を行います。	A	厚生課
6	出産・子育て応援金	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産・育児用品購入等の経済支援を行います。	—	厚生課

施策2 子育ての不安や負担の軽減

(1) 子育て相談等の充実

現状と課題

- 近年は、身近な人たちから情報を得る機会が減少し、地域における連帯感の希薄化やマスコミからの情報やインターネットを活用した情報など、育児情報がはん濫し、子育てに様々な不安を抱えているといわれています。そこで、窓口・電話相談を随時受け付けによる子育て相談や年中・年長組の保護者の教育相談などを実施しています。
- 父親の子育てへの積極的な参加や、地域みんなが子育て中の家族を支援する意識づくりなど、子育ての不安や負担の軽減を図ることが求められています。
- 乳幼児健診時に集団指導や個別指導を実施し、正しい食習慣の形成を進めています。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	第二期 評価	担当課
7	子育て相談【再掲】	子育て相談を開催し、妊娠・出産の不安解消に努めます。また、来庁できない人のために電話での相談を受け付けます。	A	厚生課
8	保育所での教育相談	育児のノウハウを蓄積している保育所を活用し、育児不安の解消や子育ての指導などのテーマを設定し、出前講座の開催等支援を実施します。	A	学校教育課
9	離乳食教室	7か月児相談として実施し、7か月児の発達や、離乳食を中心とした栄養の学習を行い、育児の不安解消に努めます。	A	厚生課
10	栄養相談の推進	乳幼児の健康の保持・増進のため、月齢に応じた適切な離乳食・幼児職のあり方、望ましい食習慣に関する情報提供や個々に応じた栄養相談を実施し、育児の不安解消に努めます。	A	厚生課

(2) 乳幼児健康診査の実施

現状と課題

- 乳幼児の疾患や障がいの早期発見と早期療育のため、発育の段階に応じた健康診査を実施するとともに、保護者の不安や悩みの解消を図ることが求められています。
- 生後1～2か月児を対象に、家庭訪問で身体測定、生活状況を把握し、保健指導を実施するとともに、3～4か月児健診、1歳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施し、疾病の早期発見、育児指導に努めています。
- 健康診査と同様に歯の健康は乳幼児期のみならず、生涯を通じた生活の質の向上につながることから、歯科保健の充実を図ります。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	第二期 評価	担当課
11	新生児・乳児訪問指導	生後2か月までの乳児に対し保健師が今後の育児について訪問指導を行います。	A	厚生課
12	乳児一般委託健康診査	乳児一般委託健康診査受診票を発行し、一般健康診査の助成を実施し、乳幼児の健康管理に努めています。	A	厚生課
13	乳幼児健康診査の充実	3・4か月児、1歳児、1歳6か月児、3歳児に対する健康診査を実施し、疾病や障がいの早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達のための親の学習支援を行うとともに、育児不安の軽減を図ります。	A	厚生課
14	予防接種	感染症の発生及びまん延を防止するため、主に乳幼児を対象として定期予防接種を実施します。	A	厚生課
15	幼児歯科指導	1歳6か月児、3歳児健診時に歯科健診を同時実施し、村独自に2歳6か月児に歯科医院での歯科健診・歯科指導・フッ素塗布の受診券を交付しています。また歯科衛生士によるブラッシング指導を個別に実施しています。正しい歯みがき方法の習慣づけと食育に関する知識の普及に努め、生活習慣病の予防を図ります。	A	厚生課

(3) 子育てにおける手当・助成

現状と課題

- 子育て家庭にとって、精神的な負担感のほかに養育費や医療費、教育費などの経済的な負担感も大きくなっています。このことは、出生率低下の要因の一つになっています。
- 妊娠から出産、乳幼児の健診や医療費、さらには保育料の軽減や要保護・準要保護児童生徒に対する就学費用の軽減など、引き続き子育て家庭への経済的負担の軽減が求められています。
- 児童手当の支給や保育料の軽減を進めるとともに、18歳までの村民を対象に、所得制限なく医療費受給者証を発行して、医療費助成を実施し、子育て家庭の経済的な負担軽減に努めています。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	第二期 評価	担当課
16	児童手当	児童手当制度は、高校卒業までの児童を養育している人に支給することにより、生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。	A	厚生課
17	保育料の軽減	保育所入所家庭の経済的負担を軽減するため、国の保育料徴収基準より低額な村独自の保育料徴収基準を定め、保育料の軽減に努めています。	A	厚生課
18	乳幼児・子ども医療費の助成	児童に対し、疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に医療費を高校卒業まで無料としています。	A	厚生課
19	学校給食費無償化事業	小学校及び中学校の児童生徒の保護者に対し、令和6年4月より学校給食費を無償化しています。	—	学校教育課
20	国保妊産婦外来診療費の給付	国保に加入する被保険者である妊産婦が、外来で治療を必要とするときの医療費の自己負担分を無料とします。	A	住民課
21	出産育児一時金の直接支払制度	国民健康保険に加入されている被保険者（世帯主）の申し出と医療機関等の契約により、医療機関が被保険者に請求する出産費用を、支払機関を通じて村が直接医療機関等に支払う（上限50万円）ことができます。これにより出産費用を支払う負担が軽減されます。	A	住民課

施策3 多様なニーズに合わせた保育サービスの充実

(1) 多様な保育サービスの充実

現状と課題

- 近年は女性の就労率の上昇や育児休業制度の充実などにより、出産後も就労を継続する傾向が強くなっており、保育所への入所希望が年々増加しています。
- 女性の就労意欲は今後もますます高まることが予想されることから、子育てと仕事が両立しやすい就労環境づくりが重要な課題になります。
- 就労形態が多様化していることから、日曜・祝日の勤務や長時間勤務、あるいは週3回程度の短時間勤務などの人が利用できる多様な保育サービスが求められています。
- 地域の実情に合わせた保育所の受入体制の充実を図るとともに、通常保育と合わせて、休日保育、延長保育、一時保育などの特別保育事業の充実を図ることが必要となっています。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	第二期 評価	担当課
22	保育所の受入体制の充実	保育所入所児童数の推移、保育ニーズ及び今後の見通しを見極めながら、定員の弾力的な運用や保育所整備等を推進し、さらに地域の状況に合わせた定員の確保を図ります。	A	厚生課
23	延長保育事業	就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応するため、通常の開所時間（午前8時～午後5時）より早朝1時間早い開所を促進し、さらに夕刻の1時間の延長保育を実施し、乳幼児の福祉増進を図ります。	A	厚生課
24	休日保育事業	日曜・祝日に勤務する保護者の増加といった就労形態の多様化に伴い、多様な保育サービスの需要に応えるため、休日の保育を認可保育所において実施します。	C	厚生課
25	一時保育事業	保護者の断続的・短時間就労や傷病、冠婚葬祭等、又は育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の、通常の保育所では対象とならない児童に対し、認可保育所において一時的に保育サービスを行います。	B	厚生課

施策4 特別な援助を要する家庭への支援

(1) ひとり親家庭への支援

現状と課題

- こどもの貧困率は今なお高く、国民生活基礎調査（2020年）に基づく国における相対的に貧困の状態にあるこどもの割合は11.5%となっており、特にひとり親世帯の貧困率は44.5とその生活は極めて厳しい状況です。
- 児童扶養手当やひとり親家庭等医療給付金の支給により、ひとり親家庭への経済的な支援に努める必要があります。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	第二期 評価	担当課
26	児童扶養手当	父母の離婚、又は死亡などにより父又は母と生計を同じくしていない児童について所得を保障する給付制度であり、児童を監護する父又は母、扶養義務者に対して、児童が満18歳に到達した年度末まで支給します。	A	厚生課
27	ひとり親家庭等医療給付金	18歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の父又は母及び児童と、父母のいない児童が満18歳に到達した年度末までの医療費を軽減し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	A	厚生課

No	事業名	事業内容・取り組み	第二期 評価	担当課
28	遺児等援護事業	父母の離婚や死亡等により、ひとり親世帯である中学生以下の児童の養育者に、小・中学校入学祝金、中学校卒業祝金を支給し、父又は母が死亡した場合に弔慰金を支給します。また、年に1回激励品を配付して（地区の民生委員の協力）、遺児等を激励しています。	A	厚生課
29	母子寡婦相談	母子家庭及び寡婦に対する総合的な相談窓口として、必要かつ適切な助言及び自立に関する情報提供を行います。	C	厚生課

（２）障がい・発達に遅れのあるこどもへの支援

現状と課題

- 障がい児・者の社会参加の促進が強く叫ばれており、障がい児・者が自立し、地域社会の一員として安定した生活を送れるよう療育・介護体制の整備を図っていく必要があります。
- 特別児童扶養手当支給事業や障がい児相談を充実を図り、安定した生活を送れるよう支援することが求められます。
- 障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにするために、保健、医療、福祉、教育等各種施策の円滑な連携により一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、保護者に対する育児相談を推進する等、家族等への支援を行う必要があります。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	第二期 評価	担当課
30	特別児童扶養手当支給事業	心身に中度以上の障がいをもつ児童を養育する者に手当を支給して、家庭にあつて監護、養育されている児童を対象とした在宅福祉施策の一環として実施し、生活の安定を図ります。	C	厚生課
31	障がい児相談	障がいをもつ幼児、児童・生徒について、心身の発達や言葉、学習面等に関わる相談に応じます。	C	厚生課
32	障がい児保育	集団保育が可能で日々通所できる心身に障がいのある児童を、健常児とともに集団保育を実施し、社会性等の健全な成長発達を促進します。	A	厚生課
33	教育支援委員会	障がいの種類や程度、教育的措置を審議する総合診断会議を開催し、障がいのある幼児、児童・生徒の適正な就学を図ります。	A	学校教育課
34	障害者自立支援給付制度	障がい児が地域において自立して生活ができるよう、必要な支援の確保に努めます。	A	厚生課

(3) 要保護児童生徒に対する支援

現状と課題

- 親の不安や心配、悩みを解消し、責任とゆとりをもった子育てができるよう、気軽に相談できる窓口など、各種の子育て支援サービスの充実と利用の促進を図っていく必要があります。
- 各業務を通じて児童虐待の早期発見に努めるとともに、関係機関における児童虐待情報の共有化を図り、それぞれが連携して総合的な援助ができるよう、関係機関の連携強化を図ることが必要となっています。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	第二期 評価	担当課
35	虐待ネットワークの 充実	各業務を通じて児童虐待の早期発見に努めるとともに、関係機関における児童虐待情報の共有化を図り、それぞれが連携して総合的な援助ができるよう、関係機関の連携強化を図ります。	A	厚生課
36	児童福祉施設での 子育て相談	村内の保育所及び児童館で子育てに関する相談を受け付けます。	A	厚生課
37	母子保健事業における 相談支援の充実	各教室や訪問指導・健康診査・電話及び窓口相談などの場で、子育てに関する相談に応じます。	A	厚生課

基本目標Ⅱ 次代を担う若者を育てる人づくり

施策1 心の豊かさを育むための支援

(1) 多様な体験の充実

現状と課題

- 次代を担うこどもたちが、多くの生活体験を通し、多くの感動を味わうことは、自分の将来に夢を描くことにつながります。
- 地域には地域の産業や文化、伝統などに詳しい人がたくさんいます。体験活動の指導者に地域の人を活用することは、こどもたちにとって郷土を知ることはもちろん、地域の大人とふれあう機会となります。
- 各種スポーツ大会の開催や異世代交流事業の推進により、こどもたちが多様な体験ができるよう努めています。
- 地域のこどもは地域で育てるという機運を向上させることや体験活動の場に地域の人たちの参加を促していくことが求められています。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	第二期 評価	担当課
38	スポーツ大会の開催	親子が一同に集いスポーツを通じ、世代間の交流を深めるとともに健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、健全な心と体を育むスポーツ活動を支援します。	B	生涯学習課
39	異世代交流事業	こどもから高齢者、障がい者がともに集い、体験と交流を通してお互いの理解を深め、思いやりやいたわりをもって人と接することを目的とした活動を支援・提供します。	B	生涯学習課

(2) 自立を促す機会の充実

現状と課題

- 少子化によってこどもたちが大切にされる反面、家庭ではこどもの行動を抑制することで、知らず知らずのうちに成長の芽を摘み取ってしまう「過干渉」や「過保護」が見られ、こどもが「自らが考え、行動する」機会に欠ける状況に置かれています。
- こどもたちの豊かな成長を支えるためには、学校内外で自然体験活動や社会奉仕活動、職業体験活動など、多様な体験活動の機会の充実を図り、思いやりの心や社会性などの豊かな人間性、自ら考え自ら行動できる力などを育てていくことが必要となっています。
- 本村では学校内外で様々な体験活動やボランティア活動が行われていますが、小・中学校では、主に総合的な活動の時間等で、ボランティアのゲストティーチャーや地域の人たちの協力を得ながら行われています。

○行政機関などが主催する体験活動関連事業へのこどもの参加は、概して少なく、どうしても参加者が増えるかといった課題があることから、情報誌等による保護者に対する体験活動の必要性を訴えるなどの、意識啓発が重要となっています。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	第二期 評価	担当課
40	子ども会活動	地域のこどもの健全育成のため、各子ども会の活動を支援します。	B	生涯学習課
41	歴史・文化体験学習	地域の歴史・文化を学び先人が残してくれたもののすばらしさを学ぶための機会をつくれます。	B	生涯学習課
42	リーダー研修	子ども会育成連絡協議会では、子ども会活動の活発化と、健全なリーダー育成を目標として、小学校4～6年生を対象に、リーダー研修会を行っています。	B	生涯学習課
43	ボランティア活動	誰もが住みよい福祉のむらづくりを目指し、地域社会への絆を深めるためのボランティア活動を支援します。	B	生涯学習課

施策2 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

(1) 心と身体の保健対策の強化と健康教育の推進

現状と課題

- 思春期といわれる時期は、こどもから大人への過渡期であり、身体の著しい成長に比べ精神的、社会的に未熟であり、様々な問題が生じやすい時期といえます。
- 思春期のこどもに対する正しい知識の普及啓発や、心の健康相談などの充実を図るとともに、保健、医療、福祉、教育関係者の連携を一層強化し、家庭・学校・地域における支援システムを整備することが重要となっています。
- 小学校では「いのちの学習」として性に関する科学的な知識を身に付けさせるとともに家庭への啓発と連携を図るため参観日に実施しています。また、中学校では心身の発達・発育状態を自覚させ、正しい性の知識に関する指導しています。
- 小中学生を対象に喫煙予防教室や薬物乱用防止教室を実施しています。
- 思春期のこどもたちに対し、生命の尊さを伝えることが必要とされていることから、中学生を対象に幼児とのふれあい体験、妊婦体験等を実施しています。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	第二期 評価	担当課
44	性教育の推進	学校教育における性教育の望ましいあり方について、講義や授業を通して生徒及び教職員に研修を実施し、性教育の充実を図ります。	A	学校教育課
45	喫煙等防止教育の推進	喫煙、飲酒、薬物に関し正しい知識を身につけるための教育の推進を図ります。	A	学校教育課
46	赤ちゃんふれあい教室	中学生を対象に乳幼児とのふれあい体験、妊婦体験等を実施します。	A	厚生課

(2) 食育の推進

現状と課題

- 思春期では、家庭における食に関する教育力の低下により、朝食の欠食など不規則な食習慣や過剰なダイエットなど、こどもの食生活に関する問題も指摘されています。
- 食について正しく理解していないと、生活習慣病の発症など本人の生涯にわたる心身の健康に大きな影響を及ぼすだけでなく、次世代を生み育てることへの悪影響も心配されています。
- 小1～中2までを対象として、小学校では「野菜のひみつを知ろう」、中学校では「自分に必要な栄養を知ろう」をテーマに食に関する授業を実施しています。
- 乳幼児健診の場を活用し、保護者へ薄味を習慣づけることや食事のバランスについての呼びかけを実施しています。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	第二期 評価	担当課
47	食に関する授業	学校職員による専門的立場での授業であり、これによって、児童生徒に食に関する知識を教えるだけではなく、正しい食事のあり方と望ましい食習慣を身につけさせることを目指しています。	A	学校教育課
48	乳幼児健診等での健康教育	良い食習慣（朝食のすすめや薄味でのおいしい食事、バランスの良い食事）などを定着させるため、食生活改善推進員の協力を得て、講習会の開催や食育について伝えています。	A	厚生課

施策3 放課後における児童の健全な育成

(1) 就学児童の居場所づくり

現状と課題

- こどもたちの遊び場の不足や女性の就労の増加により、こどもを取り巻く環境が時代とともに大きく変化しています。さらに少子化等の進展によりこども同士が地域で遊ぶ機会が少なくなってきました。
- 放課後にこどもたちが年齢の異なる友達と遊び、また、その遊びを通じて仲間づくりができるようにするためには、放課後における児童の健全な育成の推進がますます必要になってきています。
- 児童館や放課後児童クラブを充実し、児童の健全育成に努めています。
- 旧児童館、旧児童クラブ3施設を統合し、令和3年4月より児童センターを開設し、子育て支援センターを併設することで地域におけるこどもの健全育成活動の拠点としています。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	第二期 評価	担当課
49	児童センター	すべての児童に対して、適切な遊びや異年齢との交流・生活の場を提供し、集団的、個別的な指導を行い健全育成を図っていきます。	A	厚生課
50	放課後児童健全育成事業	就労等の理由により、放課後家庭において保育のできない小学生を対象として、放課後児童クラブを実施し、児童の健全育成を図ります。	A	厚生課

基本目標Ⅲ 家族みんなが安心して暮らせるまちづくり

施策１ こどもの安心・安全を確保

(１) 事故から守るための活動の推進

現状と課題

○こどもの安全を守るには、これから交通社会に参加することも一人ひとりが交通ルールを身につけることができるよう、交通安全教育に力を入れるとともに、家庭における交通安全教育のアドバイスを行うなど、交通安全意識の高揚及びマナーの向上を図る必要があります。

○家庭内で発生しやすい事故を防止するため、各乳幼児健診時に「家庭内事故防止パンフレット（我が家の安心ガイドブック）」を配布し、事故の防止に努めています。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	第一期 評価	担当課
51	交通安全教室	こどもが正しい交通安全意識を身につけるために、保育所、小・中学校で成長に合わせた段階的、かつ体系的な参加・体験・実践型の交通安全教室を実施します。	C	総務課
52	家庭内事故防止対策	家庭内で発生しやすい事故を防止するため、各乳幼児健診時に「家庭内事故防止パンフレット（我が家の安心ガイドブック）」を配布し、事故の防止を促します。	A	厚生課

(２) 防犯対策への支援

現状と課題

○こどもが被害に遭う事件が多くなっており、社会あるいは地域全体で、こどもを犯罪等から守っていくことが必要です。そのため、地域や防犯ボランティアによる自主防犯活動の活性化を図るとともに、こどもや保護者は自主防犯対策を身につけることが求められています。

○このようなことから、こどもを犯罪等の被害から守るための防犯設備や体制の充実を図るとともに、自主防犯活動に必要な情報等を、広範囲に提供していくことが必要です。

○小学校では防犯教室を実施し、中学校では避難訓練の際に不審者対応を学んだり、外部講師を招いてスマートフォンの使い方を学ぶなど、防犯意識の向上に努めています。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	第一期 評価	担当課
53	情報提供	村内又は近隣市町村でおこった、こどもが被害者となる犯罪の情報は、広報等により情報提供します。	B	学校教育課
54	防犯教室	こども自身が防犯意識をもち、いざという時に自分自身で身を守ることができるようにするため、警察や学校等の関係機関が連携を図り、こどもを対象とした参加・体験・実践型の防犯教室を実施します。	B	学校教育課

(3) 安全な道路環境の整備

現状と課題

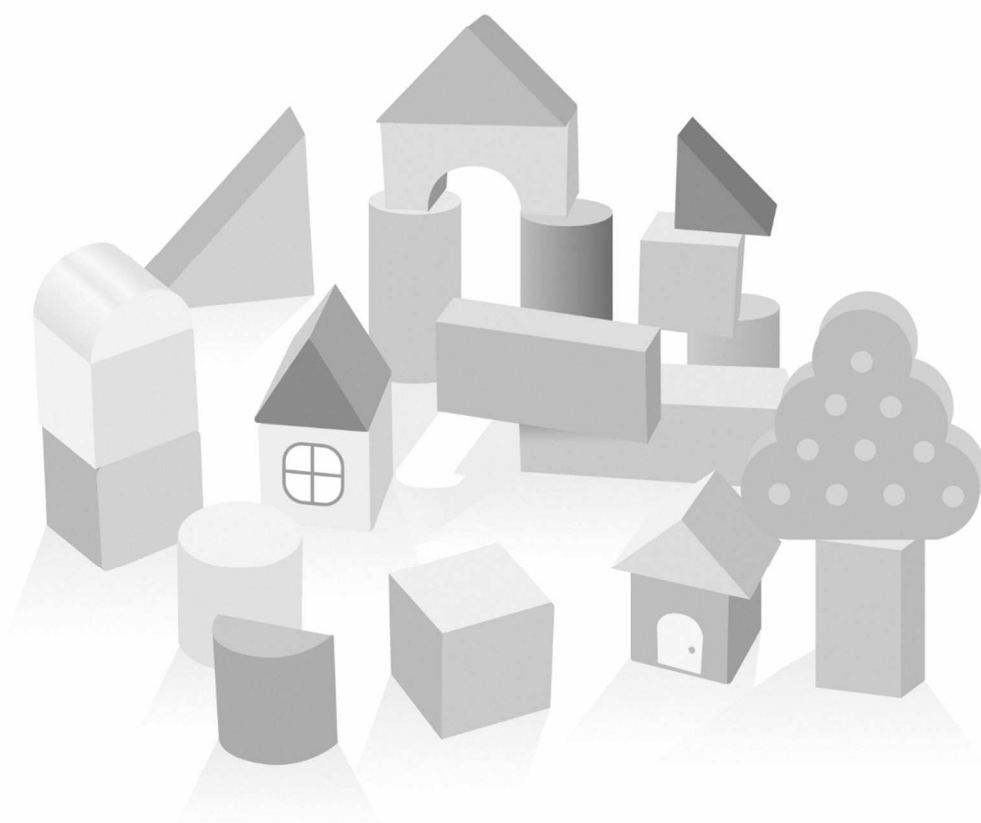
○こどもを含めた誰でも、安全で安心な道路空間を確保するため、危険箇所の調査、地域住民の意見等を総合的に検討し、計画的な整備に努めます。

今後の方策

No	事業名	事業内容・取り組み	第一期 評価	担当課
55	道路整備	道路の新設、拡幅、歩道新設、また、既存道路施設の維持管理を徹底し、車道及び歩道の安全確保に努めます。	C	建設課
56	除排雪	歩行空間が狭くなる冬期間は、車道部の除排雪とともに、歩道除雪により通学児童の安全確保に努めます。	A	建設課
57	街灯整備	計画的に街灯の整備を進め、夜間でも明るい、安全で安心して通行できる環境づくりに努めます。	A	総務課

第5章

子ども・子育て支援事業の展開



第5章 子ども・子育て支援事業の展開

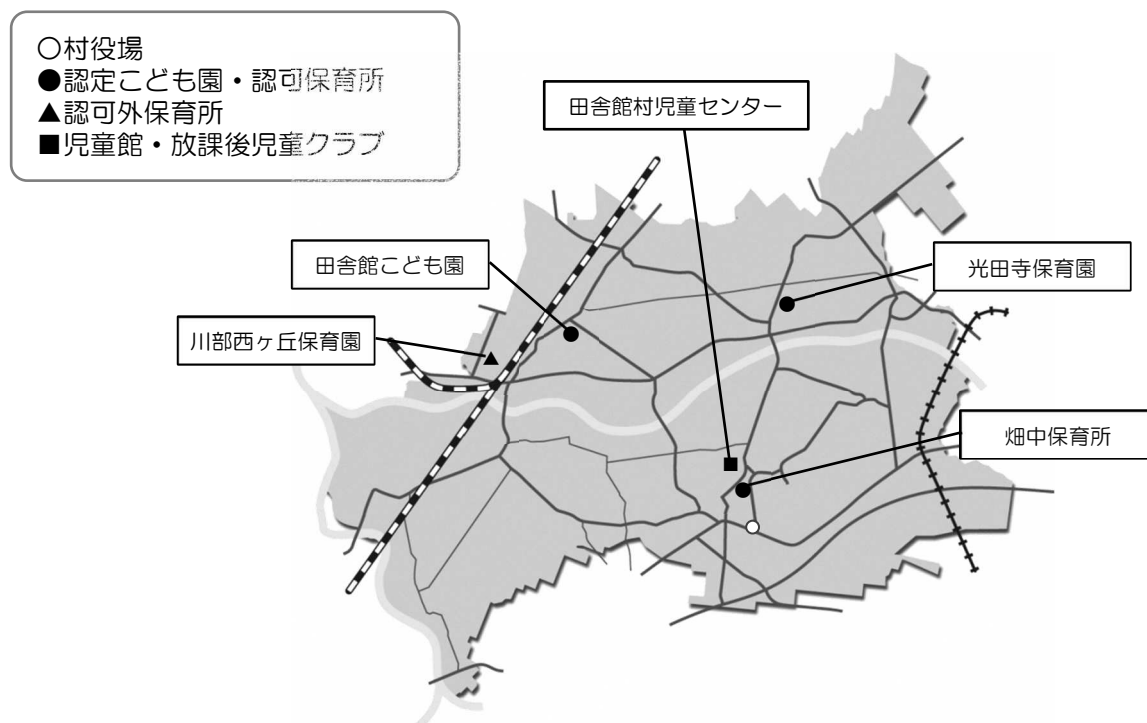
1 教育・保育事業等の提供区域

本村では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や、教育・保育事業の現在の利用状況、施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域を設定しました。これと同時に当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準となることや、地域子育て支援事業の提供区域についても検討した結果、各提供区域を1区域としました。

区域設定に至った主な理由としては、以下の事項が判断材料となりました。

- ① 本村のこども人口は0～5歳が247人【2024年3月31日現在】と少ないため、各事業を提供する複数の民間事業者にとって教育・保育事業を整備し運営できる人口規模でないこと。
- ② 村内居住のほとんどの子育て家庭は、移動手段として自家用車を活用している現状や送迎サービスにより広域利用の可能な教育・保育事業と、各地域の実情に応じて必要な地域型保育事業を区分けして整備が可能であること。
- ③ 地域子ども・子育て支援事業においても、地域のこども人口の増減など各地域の実情に応じて柔軟な整備が可能であること。

■田舎館村子ども・子育て支援事業関連施設の位置図

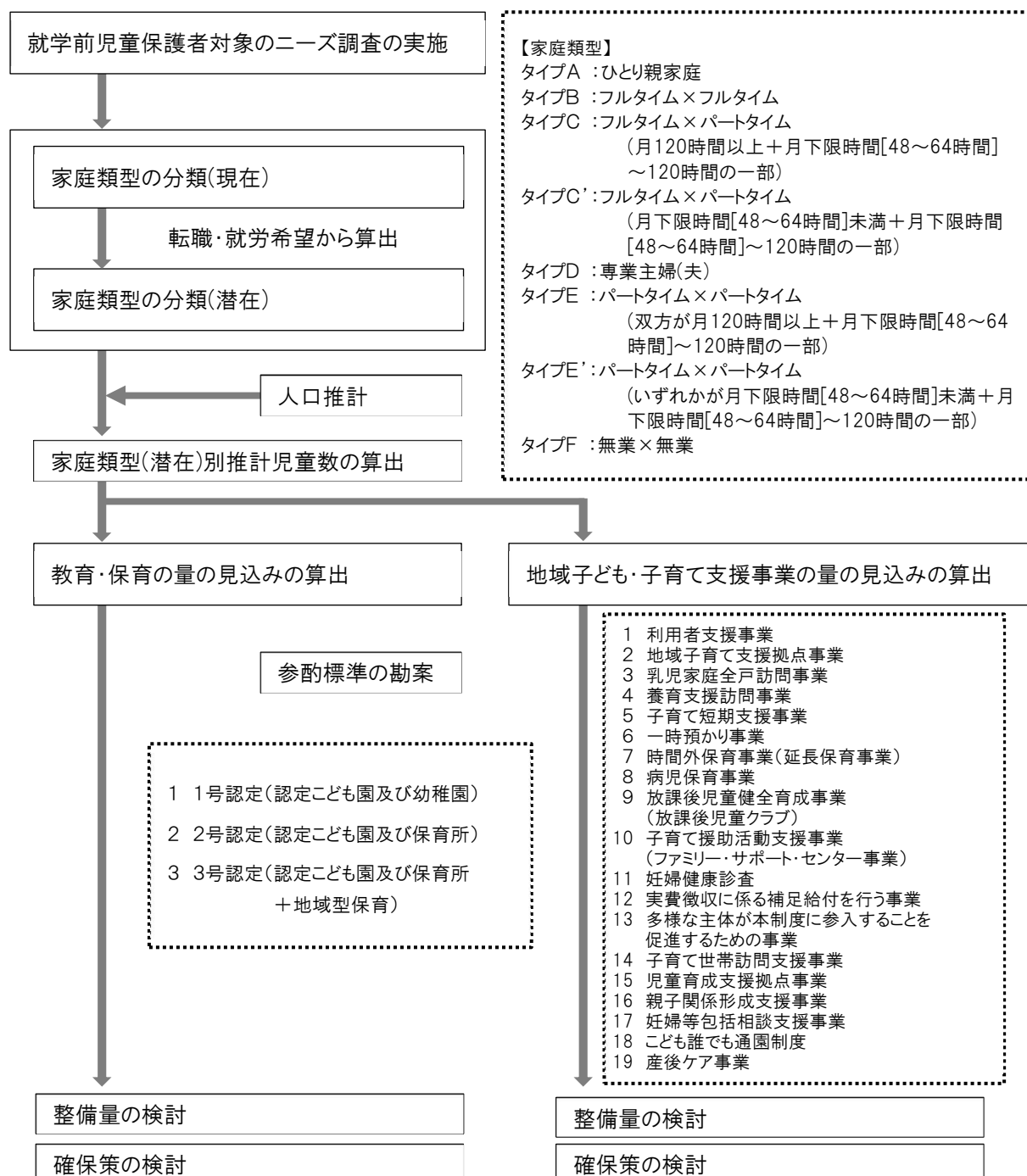


2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本村の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) こども人口の推計

本村のこども人口の推計について、0～5歳では2022（令和4）年の292人から2029（令和11）年には136人と推計され、156人（53.4％）の減少が予測されています。一方、6～11歳においても2022（令和4）年の367人から2029（令和11）年には287人と推計され、80人（21.8％）の減少が予測されています。

■ こども人口の推移と推計

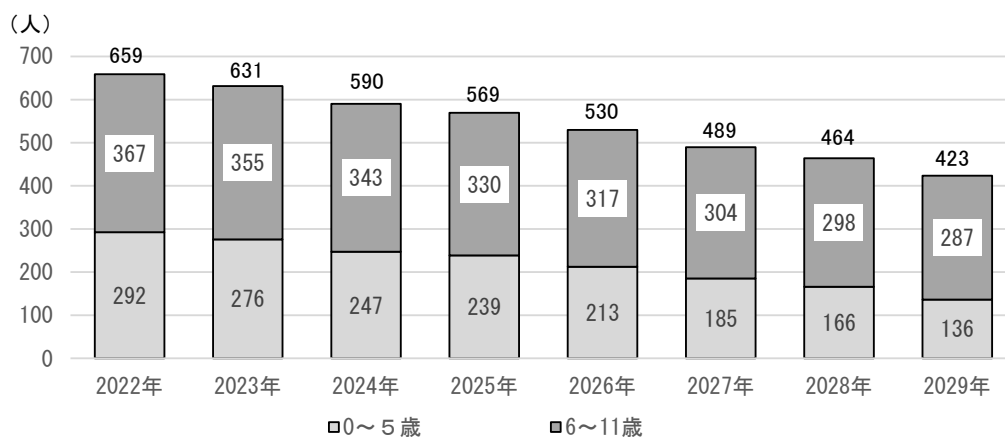
単位：人

	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
0～11歳	659	631	590	569	530	489	464	423
0歳	45	47	23	29	28	26	24	22
1歳	46	42	47	22	27	25	24	22
2歳	52	48	40	46	21	26	24	22
3歳	37	52	49	40	46	20	26	23
4歳	51	35	51	48	39	45	20	25
5歳	61	52	37	55	52	42	49	22
0～5歳	292	276	247	239	213	185	166	136
6歳	49	59	53	37	55	52	43	49
7歳	64	47	58	51	36	53	50	41
8歳	67	63	47	58	51	37	53	50
9歳	50	68	65	48	59	53	37	55
10歳	66	51	69	66	49	60	54	38
11歳	71	67	51	70	67	49	61	54
6～11歳	367	355	343	330	317	304	298	287

資料：2022年～2024年は、住民基本台帳（各年3月31日）

2025年～2029年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）

■ こども人口の推計



(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

家庭類型	説 明	現在	単位：％	
			潜在	
タイプA	ひとり親家庭	6.9	6.9	
タイプB	フルタイム×フルタイム	59.3	61.4	
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	27.6	25.5	
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	3.4	3.4	
タイプD	専業主婦（夫）	2.8	2.8	
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	
タイプF	無業×無業	0.0	0.0	

そして、2025（令和7）年度～2029（令和11）年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数（0～5歳）

単位：％（潜在割合）、人（児童数）

家庭類型	潜在割合	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
タイプA	6.9	16	15	13	11	9
タイプB	61.4	147	131	114	102	84
タイプC	25.5	61	54	47	42	35
タイプC'	3.4	8	7	6	6	5
タイプD	2.8	7	6	5	5	4
タイプE	0.0	0	0	0	0	0
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	100.0	239	213	185	166	136

3 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 施設型事業

① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受入れや預かり保育を行っている園もあります。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型があります。

現状と課題

- 村内に幼稚園はありませんが、幼保連携型の認定こども園で受入れが可能です。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「認定こども園」は42.1%、「幼稚園」は0.7%の利用があります。また、「認定こども園」の利用希望は47.7%、「幼稚園」は4.7%となっています。

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①実利用者数	0	1	2	5	8
1号認定	0	1	2	5	8
2号認定	0	0	0	0	0
②第二期計画値	2	2	2	2	2
乖離（②－①）	2	1	0	▲3	▲6

※2024年度実績は見込み値



■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	8	9	10	11	12
1号認定	8	9	10	11	12
2号認定	0	0	0	0	0
②確保目標量	8	9	10	11	12
特定教育・保育施設	8	9	10	11	12
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○村内には幼稚園はありませんが、幼保連携型の認定こども園があるため、今後の量の見込みに対する提供体制は確保できます。

② 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）

認可保育施設とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型があります。また、地域型保育事業とは小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設（企業主導型保育施設）、居宅訪問型保育事業の総称です。

現状と課題

- 現在、認可保育所と幼保連携型の認定こども園で保育事業を実施しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「認可保育所」は52.4%、「認定こども園」は42.1%の利用があります。また、「認可保育所」の利用希望は55.0%、「認定こども園」は47.7%となっています。

■ 保育施設（認可保育所、認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①実利用者数	253	243	236	216	208
2号認定	162	152	139	128	120
3号認定	91	91	97	88	88
0歳	20	18	12	8	9
1・2歳	71	73	85	80	79
②第二期計画値	310	289	285	263	251
乖離（②－①）	57	46	49	47	43

※2024年度実績は見込み値



■ 保育施設（認可保育所、認定こども園）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	217	193	166	150	119
2号認定	136	129	101	90	65
3号認定	81	64	65	60	54
0歳	17	17	16	14	13
1歳	20	26	24	23	20
2歳	44	21	25	23	21
②確保目標量	265	265	265	265	265
特定教育・保育施設	260	260	260	260	260
2号認定	155	155	155	155	155
教育ニーズ	0	0	0	0	0
保育ニーズ	155	155	155	155	155
3号認定	105	105	105	105	105
0歳	24	26	26	26	26
1歳	37	37	37	37	37
2歳	44	42	42	42	42
認可外保育施設	5	5	5	5	5
2号認定	3	3	3	3	3
教育ニーズ	0	0	0	0	0
保育ニーズ	3	3	3	3	3
3号認定	2	2	2	2	2
0歳	1	1	1	1	1
1歳	1	1	1	1	1
2歳	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	48	72	99	115	146

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○無償化の影響や、母親の就労環境の好転など社会的要因にも注意をはらい、保育士の確保等に努め、今後も提供体制の維持に努めます。

(2) 地域型保育事業

① 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。

現状と課題

○本村では実施していない事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後の保育需要を考慮し、必要に応じ認可・不認可を決定します。

② 事業所内保育事業（企業主導型保育施設）

企業などが、主に従業員用に運営し、周辺に在住しているこどもの受入れも行う保育施設です。

現状と課題

○本村では実施していない事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後の保育需要を考慮し、必要に応じ認可・不認可を決定します。

③ 家庭的保育事業

保育ママなど、保育者の家庭などでお子さんを預かるサービスです。

現状と課題

○本村では実施していない事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要動向をみながら、事業実施について検討します。

④ 居宅訪問型保育事業

保護者が何らかの理由により保育が困難になった場合、障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合などへの対応で、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業です。

現状と課題

○本村では実施していない事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要動向をみながら、事業実施について検討します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状と課題

○厚生課内の子育て世代包括支援センターにて保健師が子育て相談を包括的に行っています。

○児童福祉法の改正に伴い、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設としてこども家庭センターを令和8年に立ち上げ、児童センターの子育て支援センター等の関係機関と連携しながら、相談支援の強化を図ります。

■ 利用者支援事業の利用状況の推移

単位：か所

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①必要か所数	—	—	—	—	—
基本型	—	—	—	—	—
母子保健型	—	—	—	—	—
②第二期計画値	1	1	1	1	1
基本型	—	—	—	—	—
母子保健型	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	1	1	1	1	1

※2024年度実績は見込み値



■ 利用者支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：か所

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

※2025 年度までは母子保健型として実施

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○子育て世代包括支援センター内の保健師が子育て相談を包括的に行うことで対応していき、令和8年度よりこども家庭センターを立ち上げ、相談支援の強化を図ります。

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

○田舎館村児童センター内に子育て支援センターを開設し、子育て相談などを行っています。

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「地域子育て支援拠点事業」は 2.0%、「その他自治体で実施している類似の事業」は 1.3%の利用があります。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間総利用数	—	—	—	—	—
②第二期計画値	12	12	12	12	12
乖離（②－①）	12	12	12	12	12

※2024年度実績は見込み値



■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保目標量

単位：人回

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	12	12	12	12	12
②確保目標量	12	12	12	12	12
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○自主事業の子育て支援センターでの相談体制の充実を図り、子育て相談などに対応していきます。

(2) 訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

- 地区担当保健師が生後早期に電話連絡し、育児相談実施後、すべての家庭を訪問しています。児の体重増加不良等で経過観察が必要な場合は再訪問を行っています。長期の里帰り、生後4か月以内に訪問できないケースが年間1～2名いる年もありますが、乳児健診で確認しています。
- 家庭訪問時に、出生届出の際に渡している「子どもノート」内の資料を使い、こどもがどのように発達・発育していくのか、見通しをもって育児していけるように支援しています。
- 身体的・精神的不安が強いような産婦には、①育児支援チェックリスト、②エジンバラ産後うつ病質問票、③赤ちゃんへの気持ち質問票等のアンケート調査を実施し、必要に応じて保健師が再訪問等で継続支援を行います。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間実利用者数	44	34	43	26	22
②第一期計画値	44	43	42	40	39
乖離（②－①）	0	9	▲1	14	17

※2024年度実績は見込み値



■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	29	28	26	24	22
②確保目標量	29	28	26	24	22
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○担当地区の保健師による全戸訪問事業を継続し、保護者がこどもの発達・発育課程を理解することで、子育てが楽しくなっていくよう支援していきます。

② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

○養育支援が特に必要と思われる家庭については、地区担当保健師が関係機関につなげたり、訪問して対応している現状です。

○保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対し、養育に関する相談、指導、助言その他家事援助等必要な支援を行い、育児不安の解消や虐待の未然防止等、適切な養育の実施が可能になることを目的とし、養育支援ヘルパーを派遣するよう委託契約を結び実施しているため、今後は新規事業である子育て世帯訪問支援事業の中で対応していきます。

■ 養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間実利用者数	—	—	—	1	1
②第二期計画値	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	1	1	1	0	0

※2024年度実績は見込み値



■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○必要なケースに合わせ柔軟に対応するとともに、今後は子育て世帯訪問事業で対応していきます。

③ 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）【新規】

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）に、世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

■子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保目標量	5	5	5	5	5
乖離（②－①）	5	5	5	5	5

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○養育支援ヘルパーを派遣するよう委託契約を結び、ニーズに合わせて訪問による支援を行っていきます。

(3) 通所系事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業【ショートステイ事業】、夜間養護等事業【トワイライトステイ事業】）です。

現状と課題

○養育をうけることが一時的に困難になった児童がでた場合の受入れ先が必要となるため、令和4年4月より弘前市の児童養護施設と委託契約を結び、必要なケースに対応できる体制を確保しています。

■ 子育て短期支援事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間総利用数	—	—	—	—	—
②第二期計画値	—	—	—	—	—
乖離（②－①）	—	—	—	—	—

※2024年度実績は見込み値

■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後も受入れ先を確保し、必要なケースにいつでも対応できる体制を維持します。

② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

○施設への入所率が高いため、一時預かりの需要は大きくは伸びないと考え、継続的にサービスを提供できるよう各施設と連携をとっていきます。

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用希望をみると、「幼稚園の預かり保育」は3.4%となっています。また、不定期に利用している事業では「一時預かり」は2.7%、「幼稚園の預かり保育」は0.7%となっています。

■ 一時預かり事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間総利用数	73	92	56	55	69
1号認定	—	—	—	—	—
2号認定	—	—	—	—	—
上記以外	73	92	56	55	69
②第二期計画値	260	260	260	260	260
幼稚園の預かり保育	0	0	0	0	0
幼稚園以外の預かり保育	260	260	260	260	260
乖離（②－①）	187	168	204	205	191

※2024年度実績は見込み値



■ 一時預かり事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	260	260	260	260	260
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	0	0	0	0	0
2号認定による定期的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	260	260	260	260	260
②確保目標量	260	260	260	260	260
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	0	0	0	0	0
2号認定による定期的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	260	260	260	260	260
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○必要なときに受入れができる体制を継続していきます。

③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

○時間外保育事業の利用者が増加していることから、利用者の実情の合わせた日曜、祝日、夜間保育などの充実に努める必要があります。

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間実利用者数	122	90	91	62	95
②第二期計画値	58	54	53	49	47
乖離（②－①）	▲64	▲36	▲38	▲13	▲48

※2024年度実績は見込み値



■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	97	86	74	67	54
②確保目標量	97	86	74	67	54
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○提供体制を維持できるよう各園と連携してサービス体制の維持に努めます。

④ 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

○本村では実施していない事業です。

○ニーズ調査結果によると、就学前児童では父親・母親が休んで対処した方の44.3%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と希望しています。

■ 病児保育事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間総利用数	—	—	—	—	—
②第二期計画値	56	52	51	48	46
乖離（②－①）	56	52	51	48	46

※2019年度実績は見込み値



■ 病児保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○ニーズ調査からも利用を望む声が多いため、近隣の市と協議をすすめ、受入体制の確保を検討します。

(4) その他事業

① 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

○本村では実施しておりませんが、社会福祉協議会で同様の事業を実施しています。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要動向等をみながら、本村での事業実施について検討します。

② 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

○妊娠届出書を提出した際に、一人あたり14回分の受診券を交付します。多胎妊婦については7回分を追加交付しています。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間実利用者数	73	66	65	46	60
②第二期計画値	44	43	42	40	39
乖離（②－①）	▲29	▲23	▲23	▲6	▲21

※2024年度実績は見込み値



■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	29	27	26	24	22
②確保目標量	29	27	26	24	22
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後も対象者への啓発を行い、定期的な受診をすすめます。

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要動向をみながら、事業実施について検討します。

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要動向をみながら、事業実施について検討します。

⑤ 児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）【新規】

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要動向をみながら、事業実施について検討します。

⑥ 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）【新規】

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要動向をみながら、事業実施について検討します。

⑦ 妊婦等包括相談支援事業【新規】

主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業です。

■妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：回

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	87	84	76	72	66
②確保目標量	87	84	76	72	66
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行います。

⑧ こども誰でも通園制度【新規】

認可保育園や認定こども園などを利用していない生後6カ月から3歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育を利用できる事業です。

■こども誰でも通園制度の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後の国の動向を注視しながら、令和8年度からの実施に向け、取り組んでいきます。

⑨ 産後ケア事業【新規】

出産後の退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

■産後ケア事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	15	15	15	15	15
②確保目標量	15	15	15	15	15
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○出産後に母乳育児等の相談・支援を行うため、専門職による訪問型での事業を実施します。

5 総合的なこどもの放課後対策の推進

国において平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」、平成30年に「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。これに基づく取組等については、次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載されました。

また、「新・放課後子ども総合プラン」は、令和5年度末で終了となりましたが、その理念や掲げた目標等を踏まえつつ、放課後児童対策の一層の強化を図るため、集中的に取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ」がとりまとめられ、引き続き計画に盛り込むことにより、計画的な放課後児童対策を推進することができるとされています。

（1）放課後児童対策パッケージの趣旨

- 「新・放課後子ども総合プラン」最終年度にあたり、受け皿確保（152万人分）や待機児童対策に集中的に取り組んできたが、目標の達成は困難な状況である。
- 放課後児童対策の一層の強化を図るため、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、とりまとめた。
- 「こども未来戦略」における加速化プラン期間中、早期の受け皿整備の達成に向け、本パッケージは令和5～6年度に取り組む内容をまとめたものである。

◆小学校低学年の場合

現状と課題

- 放課後児童クラブは田舎館村児童センターで実施しています。
- 令和3年4月より児童センターを開設し、①児童館としてこどもにいつでも集まり遊びの機会を提供する場としての役割、②子育て支援センターとして気軽に相談や訪問できる場としての役割、③放課後児童クラブとして小学校の放課後、土曜日、長期休暇の際に、生活や遊びの場として安心して過ごせる居場所としての役割を持つ、地域におけるすべてのこどもの健全育成活動の拠点として実施しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、就学前児童では小学校低学年のうちは69.6%、小学生では62.1%が「放課後児童クラブ」の利用を希望しています。

■ 放課後児童クラブ（低学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間実利用者数	148	141	141	133	127
1年生	58	56	43	54	46
2年生	37	55	49	40	45
3年生	53	30	49	39	36
②第二期計画値	95	156	153	152	142
乖離（②－①）	▲53	15	12	19	15

※2024年度実績は見込み値



■ 放課後児童クラブ（低学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	112	111	112	111	109
1年生	33	48	45	36	43
2年生	41	29	43	40	33
3年生	38	34	24	35	33
②確保目標量	112	111	112	111	109
1年生	33	48	45	36	43
2年生	41	29	43	40	33
3年生	38	34	24	35	33
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

◆小学校高学年の場合

現状と課題

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、就学前児童では小学校高学年のうちは37.0%が「放課後児童クラブ」の利用を希望しています。小学校児童では37.8%が利用を希望しています。

■ 放課後児童クラブ（高学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①総利用者数	69	62	56	63	59
4年生	39	34	22	41	33
5年生	26	24	21	9	22
6年生	4	4	13	13	4
②第二期計画値	42	70	60	63	68
乖離（②－①）	▲27	8	4	0	9

※2024年度実績は見込み値



■ 放課後児童クラブ（高学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	52	52	52	43	47
4年生	25	31	28	20	29
5年生	22	16	20	18	13
6年生	5	5	4	5	5
②確保目標量	52	52	52	43	47
4年生	25	31	28	20	29
5年生	22	16	20	18	13
6年生	5	5	4	5	5
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○6年生までの放課後児童クラブ利用の要望も多いため、指導員の確保を図り、平日はスクールバスで移動するなど安全確保に努め、今後も児童センターでの提供体制の維持に努めます。

6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられ、国では普及を図ることとされています。

そのため、保護者のニーズをはじめ、就学前の教育・保育の質の向上に向けた幼保一体化の取り組みを進める中で、地域の実情に応じた認定こども園への移行を視野にいれ検討していきます。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的には、すべてのこどもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。そのため、幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、県主催の合同研修会への参加の呼び掛けや的確な情報提供を行います。

また、すべてのこどもの健やかな育ち、こどもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのあるこども、医療的ケアが必要なこどもなど特別な支援を要するこどもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、こどもの視点に立ち、こどもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援が求められています。そのため、こどもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び地域子育て支援事業の確保と妊娠・出産期から学童期までの切れ目ない支援体制の確保に努め、一人ひとりのこどもが個性のあるかけがえのない存在として成長していけるよう支援していきます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。幼児期の育ちと学びが義務教育の基盤となり、0歳～15歳までの一貫したつながりにより、心豊かに生きる力の育成を目指すものです。

そのためには、こどもの発達を幼稚園・保育園・認定こども園、そして小学校、さらには中学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

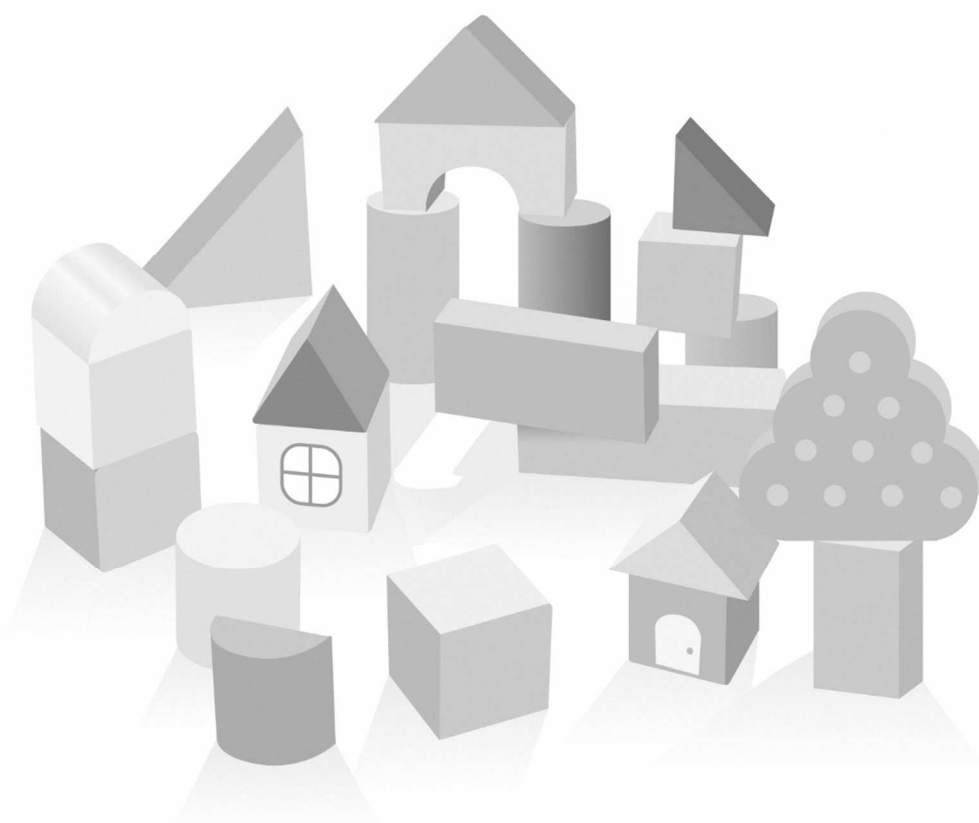
こうしたことから、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校、中学校との交流や意見交換など、小学校、中学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適切な支給の確保に努め、保護者への制度の案内等を的確に行うこととします。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行うにあたっては、施設の所在、運営状況、監査状況等を県と情報共有しながら、指導監査等を行うための基準の整備等を行い、進めていきます。

第6章

こどもの貧困の解消に向けた対策



第6章 こどもの貧困の解消に向けた対策

1 こどもの貧困の解消に向けた対策について

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の第1条には、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第25条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする旨が定められています。

本村では従来から、貧困が世代を超えて連鎖しない社会を目指して様々な事業を実施していますが、令和元年6月の法改正に伴い、市町村における計画的な取り組みを推進するために、市町村計画の策定が努力義務となったことから、本計画にこどもの貧困の解消に向けた対策を整理して位置づけ、本村としての取り組みを進めていくものです。

2 市町村計画

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律では、地方公共団体には地域の状況に応じた施策を策定し実施することが求められています。市町村計画は、この施策を推進するために、国が定める「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」と県が定める県計画を勘案して、市町村が定めるものです。

本村では、これまでも「教育の支援」「経済的支援」「生活の支援」の3つの支援を中心に、こどもの貧困の解消に向けた対策に関連する事業を実施していますが、その他に県の所管による事業も施策の重要な位置づけを占めています。こどもの貧困の解消に向けた対策は、本村だけでなく、国や県も含めた関係機関相互の連携により推進されることが重要です。

3 本村における取り組み

本村は従来から様々な事業に取り組んでいますが、こどもの貧困の解消に向けた対策に特化したものではなく、「教育の支援」「経済的支援」「生活の支援」の3つの支援について、取り組んでいるものです。

4 具体的な施策

(1) 教育の支援

家庭の経済状況が理由で学習が制約されたり、進路が狭まったりすることなく、すべてのこどもが夢や希望を持ち、様々なことに挑戦できるよう、教育・保育にかかる費用負担の軽減、学習を支援する取り組みを推進します。

事業名	事業内容	担当課
幼児教育・保育の無償化、軽減事業（第3子以降保育料軽減事業）	こどもを産み育てやすい環境整備の一環として、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、幼児教育・保育について保育料等の無償化、軽減を行います。	厚生課
保育所での教育相談	育児のノウハウを蓄積している保育所を活用し、育児不安の解消や子育ての指導などのテーマを設定し、出前講座の開催等支援を実施します。	学校教育課
教育の相談	各学校、学校教育課において、随時相談対応を行います。	学校教育課
小・中学校学力検査、知能検査補助	市立小・中学校の児童生徒を対象に学力検査及び知能検査を実施します。	学校教育課
A L T 学校派遣の充実	市立小・中学校を対象に、語学指導等を行う外国青年招致事業により、外国語指導助手（A L T）を招致し、外国語活動及び外国語科の授業支援、国際理解教育を支援します。	学校教育課
就学援助事業	経済的な理由により就学が困難な児童生徒及び就学予定者の保護者に対し、学用品費や通学用品費、修学旅行費等を援助します。	学校教育課
奨学金事業	経済的な理由により修学が困難な者に対し、修学上必要な学費を貸与します。	学校教育課
田舎館小稲作体験	小学5年生に稲作を体験してもらい、田舎館村の歴史と文化への理解を深める。	生涯学習課
子ども会リーダー研修会	ゲームレクや自然体験、創作活動等を通じて集団行動の楽しさを体験し、子ども会等での率先的活動者となるために必要な知識や技術を習得します。	生涯学習課
青少年健全育成運動啓発事業	青少年の健全育成に資するための講演会等を開催しています。	生涯学習課
家庭教育講座	こどもの育ちにおける家庭教育の重要性や大人とこどもの関わりについて理解を深め家庭における教育力の向上を図るため、家庭教育講座を実施します。	生涯学習課
特別支援教育支援員配置事業	言語・難聴・L D（学習障がい）・A D H D（注意欠如・多動症）等の障がいを持つ、または介助を要するなど特別な配慮を必要とする児童生徒の学校生活を支援するため、特別支援教育支援員を学校へ派遣します。	学校教育課
特別支援教育就学奨励費事業	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者を対象に、世帯の収入等に応じて給食費や学用品・通学用品費、修学旅行費等を援助します。	学校教育課
特別支援教育相談	教育の支援や配慮が必要と思われるこどもとその保護者が、学校生活を迎えるにあたっての不安感の解消を目的に、教育相談を実施します。	学校教育課
学校給食費無償化事業	小学校及び中学校の児童生徒の保護者に対し、令和6年4月より学校給食費を無償化しています。	学校教育課
スクールバスの運行	学校統合に伴い遠距離通学となる児童生徒を対象に登下校時にスクールバスを運行し、保護者の費用負担なく、通学手段を確保します。	学校教育課

(2) 経済的支援

経済的支援に関する施策は、各種手当や金銭の給付や貸与など、各種の支援策が必要な方に確実に支援の手が届くよう周知を行うとともに、様々な支援を組み合わせることでその効果の向上に努めます。

事業名	事業内容	担当課
出産・子育て応援金	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産・育児用品購入等の経済支援を行います。	厚生課
出産祝い金支給	出生した子と生計を同じくする保護者へ、平成29年度より、第3子以降20万円を支給しています。	厚生課
子ども医療費助成	乳幼児から高校生までの子を対象に、医療費の自己負担分を現物給付または償還払いにより、無償化します。	厚生課
児童扶養手当	父母の離婚、又は死亡などにより父又は母と生計を同じくしていない児童について所得を保障する給付制度であり、児童を監護する父又は母、扶養義務者に対して、児童が満18歳に到達した年度末まで支給します。	厚生課
ひとり親家庭等医療給付金	18歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の父又は母及び児童と、父母のいない児童が満18歳に到達した年度末までの医療費を軽減し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	厚生課
自立支援医療（育成医療）	障がい児を対象に、身体障がいを除去・軽減することができる医療（手術等）について、医療費を助成します。	厚生課
入院を要する乳児を持つ母親への交通費等の助成	総合周産期母子医療センター（NICU）の新生児特定集中治療室または新生児治療回復室（GCU）に入院している2か月までの乳児を持つ産婦を対象に、面会にかかる交通費等の特定妊婦等困難を抱えた女性を対象に一部について助成します。	厚生課
乳児一般委託健康診査事業	乳児の健康管理の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、乳児健康診査を指定医療機関等で実施します。	厚生課
新生児聴覚検査補助事業	音声言語発達等の聴覚障がいの早期発見・早期治療と保護者の経済的負担の軽減を図るため、検査費の一部を補助します。	厚生課
生活保護	困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とし、決定権者の青森県と連携を行い、適切に支援して行きます。	厚生課
インフルエンザ予防接種費用の助成	おおむね1歳から中学3年生に対して接種費用の一部を助成します	厚生課

(3) 生活の支援

こどもたちが安定した生活を送り、心身共に健やかに成長していけるよう相談体制の充実を図り、また、貧困家庭における社会的孤立を防ぐため、こども及び保護者に対する子ども・子育て支援や生活支援に関する事業の充実とともに、母子保健事業等を推進します。

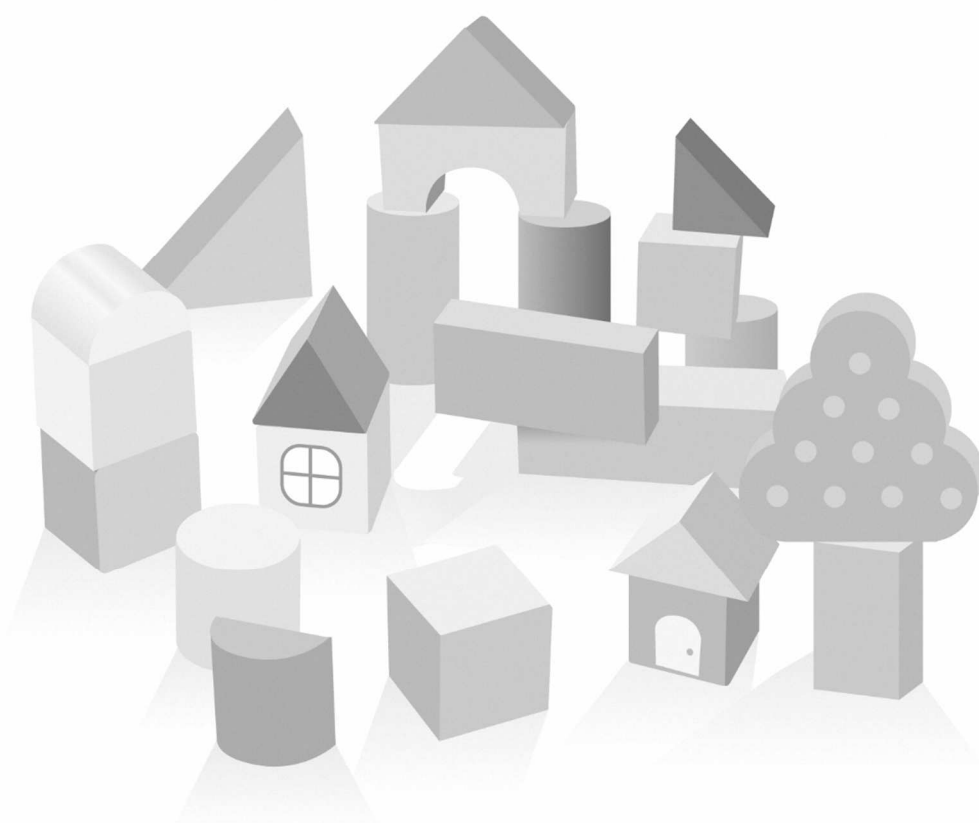
また、ひとり親世帯をはじめとする保護者の就労に向け、職業訓練や就業能力向上などの支援を行い、仕事と子育ての両立のための支援に取り組みます。

事業名	事業内容	担当課
総合相談窓口の設置	令和2年度4月から利用者支援事業として、子育て世代包括支援センターを開設しています。今後、こども家庭センターを設置し、更なる相談支援の充実を図ります。	厚生課
要保護児童対策地域協議会	町内の関係機関によりネットワークを構築し、必要に応じて迅速なケース会議及び協議会を開催し、虐待等の防止に早期解決を図ります。	厚生課
母子健康手帳の交付と妊婦保健指導	母体の健康管理のため、早期の妊娠届出の勧奨に努め、届出時には保健指導を行い母子健康手帳を交付します。	厚生課
全妊婦家庭訪問事業	おおよそ妊娠32週以降の妊婦を対象に、妊娠中から相談しやすい関係づくりと母子の健康面を支援し、産後の育児負担軽減と虐待予防につなげるため、妊産婦指導員が家庭訪問します。	厚生課
乳児家庭全戸訪問指導事業	新生児及び乳児のいる家庭を対象に、母子の健康管理の徹底を図り、異常、疾病等の発症予防及び早期発見に努めるとともに、子育て支援に関する情報提供を行うことにより子育ての孤立化を防ぐため、妊産婦指導員が全戸を家庭訪問します。	厚生課
特定妊婦等困難を抱えた女性の把握及び支援	特定妊婦等困難を抱えた女性を対象に、妊娠期から家庭訪問や保健指導、妊婦連絡票等で把握した内容について家庭相談員や関係機関と連携を図り、適切な支援につなげます。	厚生課
労働・雇用に関する情報提供	労働者、求職者などを対象に、各種制度、求人情報及び労働相談会開催などの周知を図ります。	企画観光課
創業支援事業	創業・起業希望者を対象に、創業・起業による地域活性化と雇用創出を目的に包括的な支援を実施します。	企画観光課

※事業の内容等については第4章の事業と重複しているものもあります。

第7章

計画の推進・評価体制



第7章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、景気の低迷など社会や経済の環境の変化により、こどもの育ちと子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、地域のこども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施していくために、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

本村に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

2 計画の公表及び周知

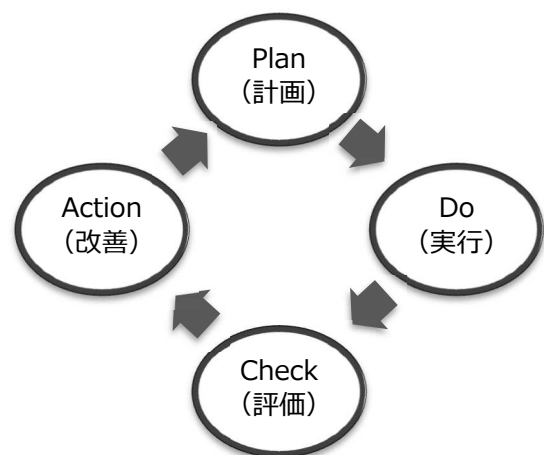
計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く村民に知ってもらう必要があります。

計画の周知にあたっては、村広報紙や村ホームページを活用するとともに、村民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、村広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して村民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

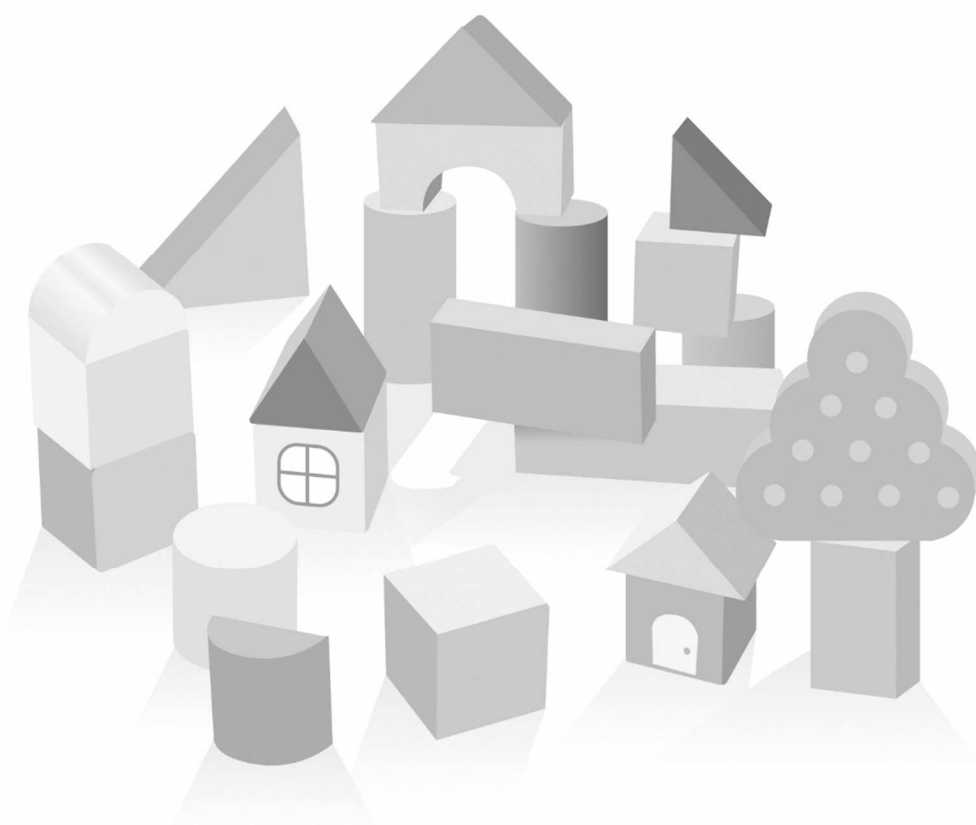
3 計画の評価と進行管理

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につなぐために、計画を立案し(Plan)、実践する(Do)することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価(Check)、改善(Action)が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル(PDCAサイクル)に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。



そのため、本計画の進行管理については、毎年度の取り組みの進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。

資料編



資料編

1 子ども・子育て会議

(1) 田舎館村子ども・子育て会議条例

平成25年12月25日

条例第30号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、田舎館村子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(掌握事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- 一 子どもの保護者
- 二 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- 三 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- 四 その他村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長と副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、子育て会議において必要があると認めたときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、厚生課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（令和5年3月16日条例第6号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 田舎館村子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	所属・役職名
こどもの保護者	福地 里美	畑中保育所父母代表
	工藤 祐輔	光田寺保育園父母代表
	岩間 真紀	田舎館こども園父母代表
子育て支援に関する 事業に従事する者	渋谷 恭司	田舎館小学校教頭
	阿部 茂子	畑中保育所主任保育士
	千葉 真弓	光田寺保育園主任保育士
	鎌田 亜沙美	田舎館こども園指導保育教諭
学識経験者	木田 牧子	田舎館村社会福祉協議会事務局長
	工藤 泰子	田舎館村民生委員・児童委員協議会会長
	高木 愛子	田舎館村主任児童委員



田舎館村 第三期子ども・子育て支援事業計画

発行日 2025（令和7）年3月

発行者 田舎館村 厚生課 福祉係

住 所 〒038-1113

青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻 123 番地 1

TEL 0172-58-2111（内線 155）

FAX 0172-58-4751

URL <http://www.vill.inakadate.lg.jp/>

